

令和5年度 成年後見制度にかかる取組状況調査  
報告書

令和6年5月28日  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

I. 調査概要及び調査結果のポイント	1
1. 調査概要	1
(1) 目的	1
(2) 期間・対象	1
(3) 回答数	1
(4) 調査方法	1
2. 調査結果のポイント	2
(1) 後見人等(法人後見)の受任状況	2
(2) 市民後見人の養成	4
(3) 成年後見制度利用促進に関する協議会について	5
(4) 中核機関の受託・運営状況	6
II. 調査結果	7
1. 基本的事項	7
(1) 都道府県・指定都市別回答数	7
(2) 人口別回答数	8
2. 法人後見の実施について	9
(1) 後見人等(法人後見)の受任について	9
① 法人後見受任状況	9
② 自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の法人後見受任状況	10
③ 令和5年9月末の類型別受任件数	10
④ 今までの類型別受任件数(延べ件数)	10
⑤ 体制があっても受任に至っていない理由	11
⑥ 法人後見の受任に向けた現在の準備状況	11
⑦ 法人後見を行っていない理由	12
(2) 任意後見の受任について	13
① 任意後見受任状況	13
② 自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の任意後見の受任状況	14
③ 令和5年9月末の任意後見の受任件数	14
④ 今までの任意後見の受任件数	14
(3) 後見監督人の受任について	15
① 後見監督人受任状況	15
② 令和5年9月末の類型別後見監督受任件数	15
③ 今までの類型別受任件数(延べ件数)	15
3. 市民後見人の養成等について	16
(1) 養成の実施や市民後見人について	16
① 養成の実施状況	16
② 自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況	17
③ 養成開始年度	18

④のべ受講者数	18
⑤養成後、後見人等を受任した市民後見人の人数	18
⑥市民後見人の受任形態	19
⑦市民後見人に向けた活動マニュアルについて	20
⑧市民後見人養成の事業を取りやめた理由	20
⑨市民後見人の養成について現在の準備状況	20
⑩市民後見人の養成に取り組んでいない理由	21
⑪市民後見人の活躍の場について	22
4. 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置について	23
(1) 設置状況について	23
①「中核機関」の受託、「権利擁護センター等」の設置状況	23
②自治体の人口規模別の実施状況	24
(2) 中核機関について(単独設置)	25
①受託開始年度	25
②正規職員の人数(実人員)について	25
③非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員)	25
④専任の人数(実人員)	25
⑤職員体制のうち、他事業等との兼任の人数(実人員)	25
⑥現在有している機能等について	26
⑦日常生活自立支援事業の実施体制について	27
⑧法人後見事業の実施体制について	28
⑨中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて	29
⑩中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点について	30
⑪中核機関を運営するうえでの課題について	30
(3) 中核機関について(広域設置で自社協が受託)	31
①受託開始年度	31
②正規職員の人数(実人員)について	31
③非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員)	31
④専任の人数(実人員)	31
⑤職員体制のうち、他事業等との兼任の人数(実人員)	31
⑥現在有している機能等について	32
⑦日常生活自立支援事業の実施体制について	33
⑧法人後見事業の実施体制について	33
⑨中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて	33
⑩中核機関(広域)を受託したことによる効果や受託して良かった点について	34
⑪中核機関を運営するうえでの課題について	34
(4) 中核機関について(単独設置にて受託時期が決定している)	35
①受託開始年度	35
②中核機関の受託に向けて課題に感じていることについて	35
③中核機関を受託するにあたって課題に感じておられることや疑問について	36

(5) 中核機関について(広域設置にて受託時期が決定している) .....	37
① 受託開始年度 .....	37
(6) 中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)について .....	38
① 設置形態(予定)について .....	38
② 中核機関の受託や立ち上げに向けて、課題となっていること .....	38
(7) 権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)について .....	39
① 中核機関を受託していない理由 .....	39
(8) 権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置しているについて .....	39
① 中核機関を受託していない理由 .....	39
(9) 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていないについて .....	39
① 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない理由 .....	39
5. 成年後見制度利用促進に関する連携等について .....	40
(1) 成年後見制度利用促進に関わる相談先について .....	40
① 体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時の相談先 .....	40
② 成年後見制度に関する個別事例の対応について困ったときや情報が欲しい時の相談先 .....	41
(2) 成年後見制度利用促進に関する協議会について .....	42
① 成年後見制度利用促進に関する協議会への関わり .....	42
6. 権利擁護支援に関する事業について .....	43
(1) 権利擁護支援に関する事業の実施について .....	43
① 権利擁護支援に関する取り組み .....	43
Ⅲ. 資料 .....	45
1. 調査票 .....	45

# I. 調査概要及び調査結果のポイント

## 1. 調査概要

### (1) 目的

現在、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、総合的な権利擁護支援体制の構築に向けて、各地域で地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等、体制整備が進められている。

本調査は、地域における権利擁護支援の推進に向けて、社協における法人後見の受任状況、中核機関や権利擁護センター等の設置状況等を把握することを目的に実施した。

### (2) 期間・対象

○調査期間:令和5年12月11日～令和6年3月8日

○調査対象時点:令和5年9月末日

○調査対象:市区町村社協(指定都市の区社協除く) 1,721か所

指定都市社協 20か所

計1,741か所

※令和5年度調査では、都道府県社協を調査対象から除外した。

※以下、本報告では、市区町村社協と指定都市社協を合わせて「市区町村社協」と表記する。

### (3) 回答数

○回答社協数・回答率:

市区町村社協 1,607件(93.4%)

指定都市社協 20件(100%)

計1,627件(93.5%)

### (4) 調査方法

○メールにて依頼、WEBアンケートフォームにて回答

## 2. 調査結果のポイント

### (1) 後見人等(法人後見)の受任状況

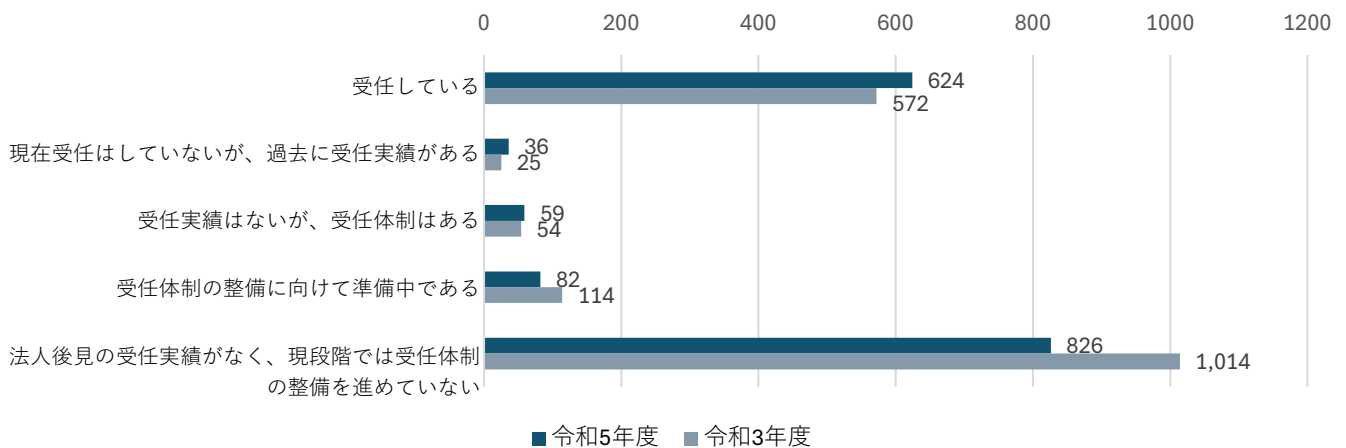
回答のあった1,627か所のうち、令和5年9月末時点で624か所(38.4%)が法人後見(法定後見)を受任している(図表1-1)。また、「現在受任はしていないが、過去に受任実績がある」及び「受任実績はないが、受任体制はある」を合わせると719カ所(44.2%)が受任体制を有している。

令和3年度調査の結果と比較すると、受任している社協は52か所増加した。「受任体制の整備に向けて準備中である」社協は、令和3年度調査では114か所であったが、そのうち新たに受任したのは半数弱にとどまっている。

受任している件数は7,093件であり、令和3年度調査(6,288件)と比較して、805件の増加となった。類型別の内訳としては後見類型が最も多く4,455件(62.8%)、次いで保佐類型が2,074件(29.2%)、補助類型が564件(8.0%)となっている(図表1-2)。

また、任意後見については、40か所(令和3年度は36か所)の社協が受任しており(P.13図表2-8)、受任件数は全体で201件(令和3年度は157件)であった(P.14図表2-10)。後見監督人についても、受任社協数は105か所(令和3年度は86か所)と前回調査より増加した(P.15図表2-11)。

【図表1-1】 法人後見の受任状況

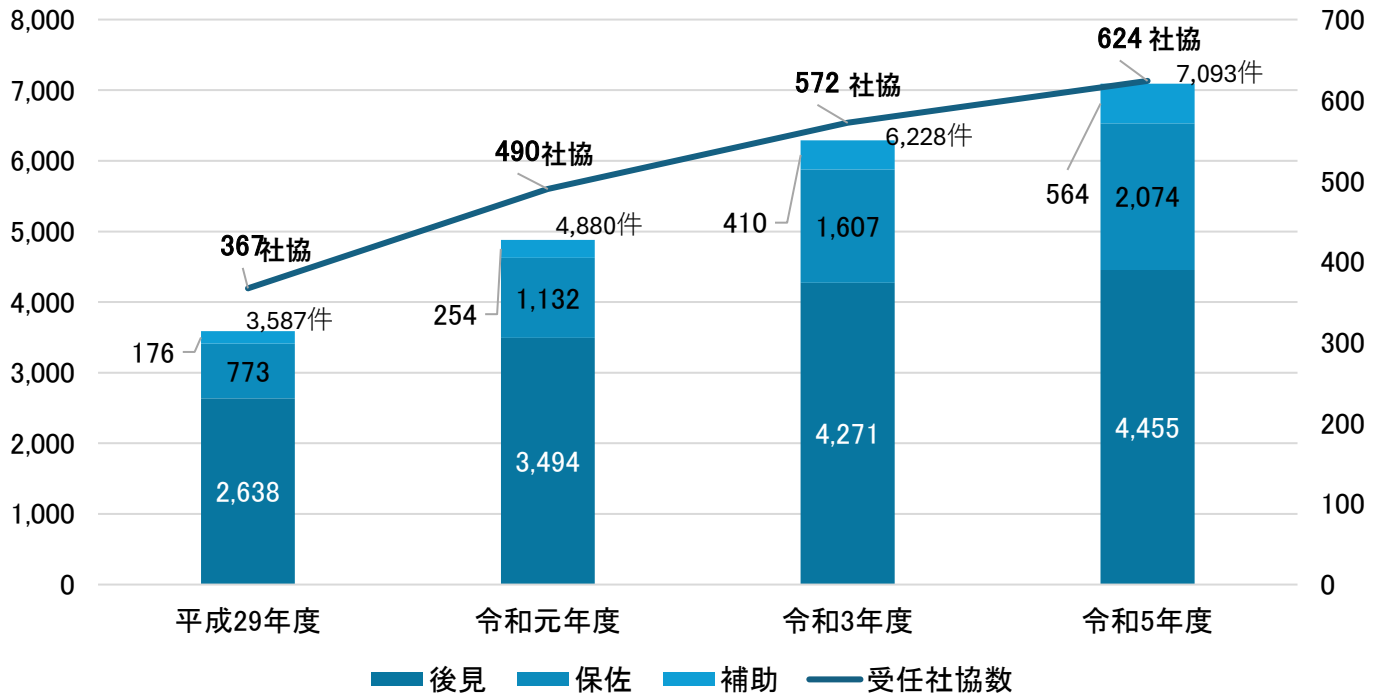


【図表1-2】 類型別の受任件数

		後見	保佐	補助	合計
令和5年度	受任している社協数	579	457	239	624
	受任件数合計	4,455	2,074	564	7,093
	受任件数の割合	62.8%	29.2%	8.0%	-
	1社協あたり(件)	7.7	4.5	2.4	11.4
令和3年度	受任している社協数	533	389	206	572
	受任件数合計	4,271	1,607	410	6,288
	受任件数の割合	67.9%	25.6%	6.5%	-
	1社協あたり(件)	8.0	4.1	2.0	11.0
R3年度とR5年度の受任件数比較		4.3%増	29.1%増	37.6%増	12.8%増
R5年度成年後見制度の利用者数と割合		178,759	52,089	15,863	246,711
*		71.7%	20.9%	6.4%	-

\* 成年後見関係事件の概況-令和5年1月～12月-(最高裁判所事務総局家庭局)資料11より

【図表1-3】 法人後見の受任状況の推移



法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない社協は50.8%であった(図表1-4)。法人後見の受任状況を人口規模別にみると、10万人以上の自治体では73.4%の社協が受任しているが、人口規模が5万人未満の自治体ではその割合は27.5%となっている(図表1-4)。受任体制の整備を進めていない理由としては、「財源が確保できないため」(54.7%)が最も多く、次いで「適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため」(46.2%)となっている(P.12図表2-7)。

【図表1-4】 人口規模別の法人後見の受任状況

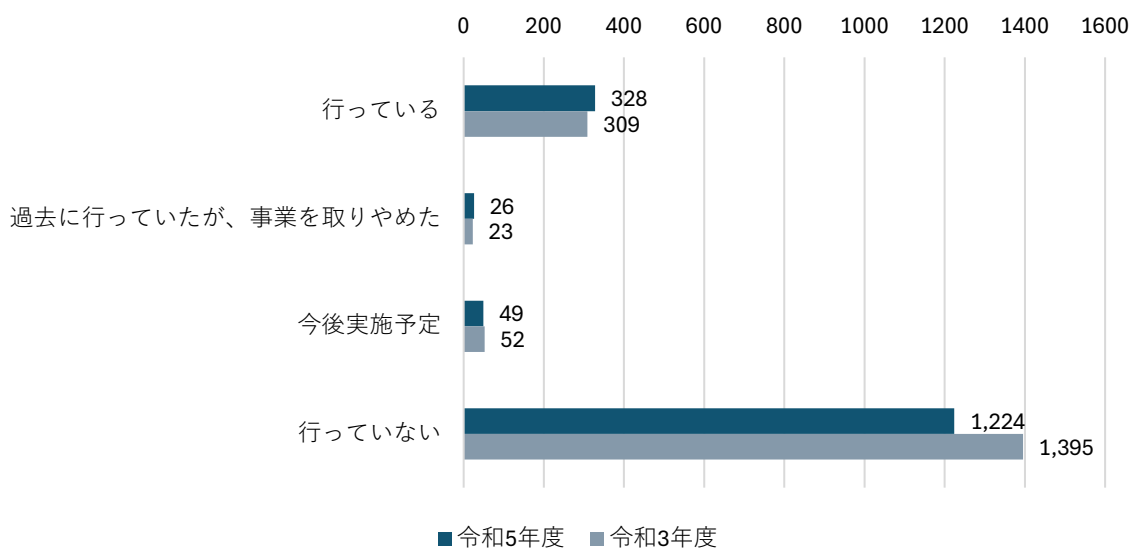
		合計	受任している	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	受任実績はないが、受任体制はある	受任体制の整備に向けて準備中である	法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
自治体の人口規模	全体	1,627	624	36	59	82	826
		100%	38.4%	2.2%	3.6%	5.0%	50.8%
	5万人未満	1,122	309	25	47	62	679
		100%	27.5%	2.2%	4.2%	5.5%	60.5%
	5万人以上～10万人未満	231	114	4	9	11	93
		100%	49.4%	1.7%	3.9%	4.8%	40.3%
10万人以上	274	201	7	3	9	54	
	100%	73.4%	2.6%	1.1%	3.3%	19.7%	

## (2) 市民後見人の養成

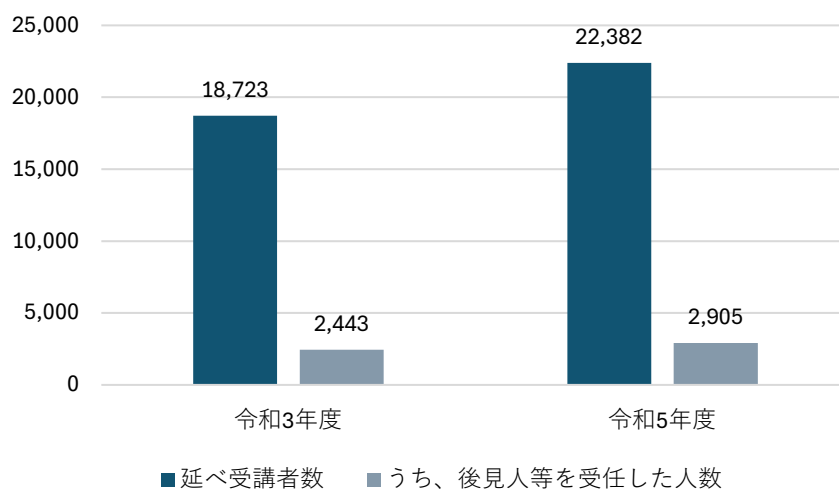
市民後見人の養成については、328か所の社協が実施しており、令和3年度調査の309か所から19か所の増加にとどまっている(図表1-5)。これまでに養成した延べ受講者数は合計22,382人(平均68.24人)となった。養成後に実際に受任した市民後見人は2,905人(平均8.68人)となった。令和3年度調査では、後見人等を受任した市民後見人の人数は2,443人(平均7.36人)であったので、市民後見人が選任されるケースが増加していることがうかがえる(図表1-6)。

市民後見人の養成を行っていない1,224か所の社協に、実施していない理由について聞いたところ、「養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないため」(37.2%)が最も多く、次いで「市民後見人が必要とされる事例がないため」(30.0%)「養成研修の実施に必要な財源が確保できないため」(28.8%)となっている(P.21図表2-17)。

【図表1-5】 市民後見人の養成実施状況



【図表1-6】 市民後見人の受講者数と、受任者数



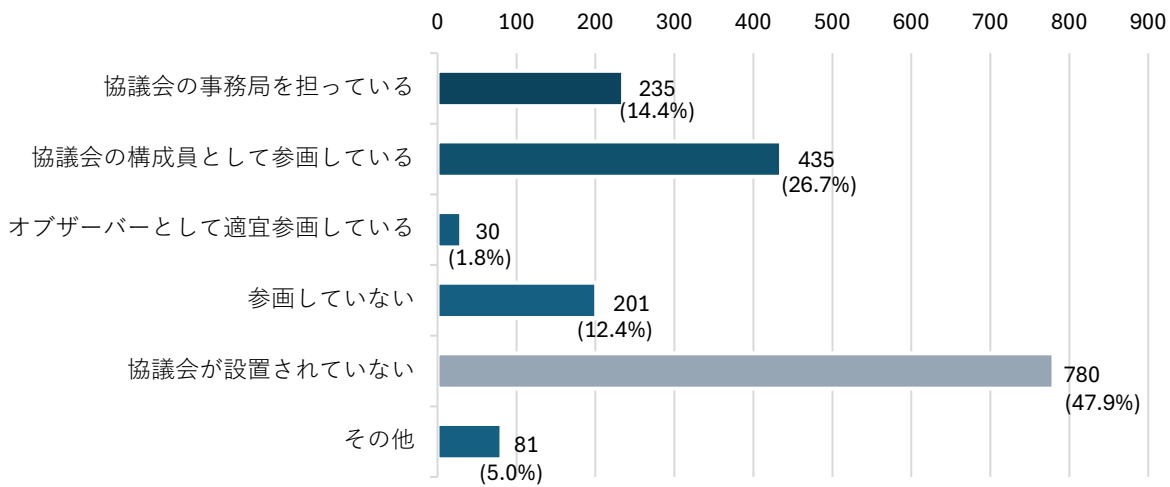


### (3) 成年後見制度利用促進に関する協議会について

成年後見制度利用促進に関する協議会への関わりについて聞いたところ、235か所の社協が協議会の事務局を担っており、435か所の社協が協議会へ構成員として参画をしているなど、協議会設置済みの自治体においては、多くの社協が協議会への関わりを持っていることがうかがえる。一方、協議会の設置のない地域は47.9%と半数近くになっている(図表1-7)。

【図表1-7】 協議会への関わり

(複数回答)



#### (4) 中核機関の受託・運営状況

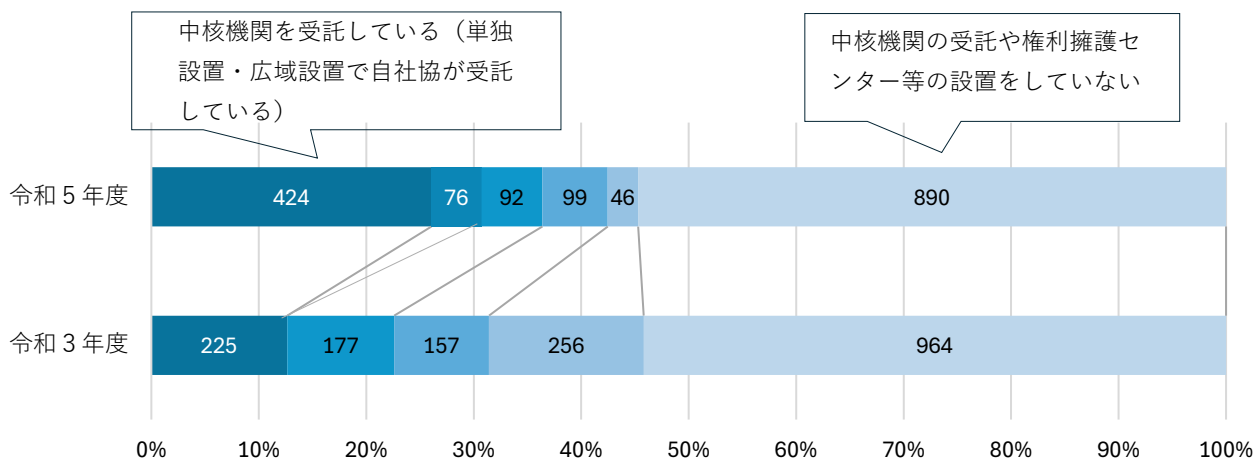
中核機関を受託している社協は、単独設置と広域設置合わせて424か所(26.1%)となり、令和3年度調査225か所の約2倍となった。(図表1-8)。また、92社協(5.7%)は受託予定(受託時期が決定している)もしくは受託に向けて調整中となっている。広域も含めて中核機関や権利擁護センター等設置していない社協は890社協(54.7%)であった。

中核機関を受託している社協に、運営にあたり感じている課題について聞いたところ、「中核機関の職員体制の拡充」が最も多く46.1%であった。次いで、「職員の専門性の向上」が44.5%、「市民後見人の養成・受任調整、活動支援」が30.8%となっている(P.29図表2-29)。

【図表1-8】 中核機関の受託状況

		社協数	%
令和5年度	中核機関を受託している(単独設置・広域設置で自社協が受託している)	424	26.1%
	中核機関を受託している(広域設置で他社協・他機関が受託している)	76	4.7%
	中核機関を受託予定・受託に向けて調整を行っている	92	5.7%
	権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	99	6.1%
	権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)	46	2.8%
	中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	890	54.7%
合計		1,627	
令和3年度	中核機関を受託している(単独設置・広域設置で自社協が受託している)	225	12.6%
	中核機関を受託予定・受託に向けて調整を行っている	177	9.9%
	権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	157	8.8%
	権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)	256	14.4%
	中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	964	54.2%
	合計		1,779

※令和3年度調査では、「中核機関を受託している(広域設置で他社協・他機関が受託している)」の場合、「中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない」と回答していただいている。



## II. 調査結果

### 1. 基本的事項

#### (1) 都道府県・指定都市別回答数

調査対象である1,741社協※(指定都市社協20か所、市区町村社協1,721か所)のうち、1,627社協より回答があった。都道府県・指定都市別の回答数は以下のとおり。

【図表2-1】 都道府県・指定都市別回答数

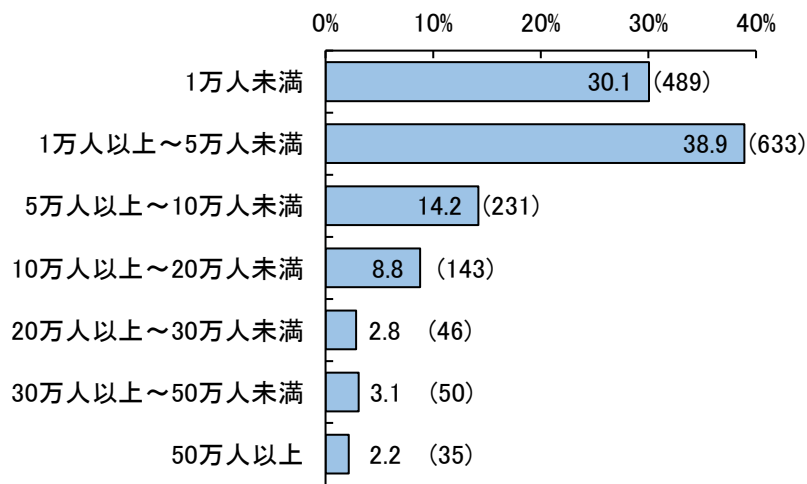
コード	都道府県	提出数	市区町村社協数	提出割合
01	北海道	165	178	93%
02	青森県	37	40	93%
03	岩手県	30	33	91%
04	宮城県	32	34	94%
05	秋田県	24	25	96%
06	山形県	34	35	97%
07	福島県	55	59	93%
08	茨城県	44	44	100%
09	栃木県	23	25	92%
10	群馬県	33	35	94%
11	埼玉県	59	62	95%
12	千葉県	50	53	94%
13	東京都	62	62	100%
14	神奈川県	29	30	97%
15	新潟県	29	29	100%
16	富山県	14	15	93%
17	石川県	14	19	74%
18	福井県	17	17	100%
19	山梨県	27	27	100%
20	長野県	62	77	81%
21	岐阜県	41	42	98%
22	静岡県	32	33	97%
23	愛知県	51	53	96%
24	三重県	27	29	93%
25	滋賀県	19	19	100%
26	京都府	25	25	100%
27	大阪府	40	41	98%
28	兵庫県	40	40	100%
29	奈良県	32	39	82%
30	和歌山県	30	30	100%
31	鳥取県	16	19	84%
32	島根県	19	19	100%
33	岡山県	24	26	92%
34	広島県	21	22	95%

コード	都道府県	提出数	市区町村社協数	提出割合
35	山口県	19	19	100%
36	徳島県	21	24	88%
37	香川県	16	17	94%
38	愛媛県	18	20	90%
39	高知県	22	34	65%
40	福岡県	55	58	95%
41	佐賀県	20	20	100%
42	長崎県	20	21	95%
43	熊本県	41	44	93%
44	大分県	16	18	89%
45	宮崎県	26	26	100%
46	鹿児島県	42	43	98%
47	沖縄県	34	41	83%
48	札幌市	1	1	100%
49	仙台市	1	1	100%
50	さいたま市	1	1	100%
51	千葉市	1	1	100%
52	横浜市	1	1	100%
53	川崎市	1	1	100%
54	相模原市	1	1	100%
55	新潟市	1	1	100%
56	静岡市	1	1	100%
57	浜松市	1	1	100%
58	名古屋市	1	1	100%
59	京都市	1	1	100%
60	大阪市	1	1	100%
61	堺市	1	1	100%
62	神戸市	1	1	100%
63	岡山市	1	1	100%
64	広島市	1	1	100%
65	北九州市	1	1	100%
66	福岡市	1	1	100%
67	熊本市	1	1	100%
提出数合計		1,627	1,741	93%

(2) 人口別回答数

【図表2-2】 自治体の人口規模

No.	カテゴリー名	n	%
1	1万人未満	489	30.1
2	1万人以上～5万人未満	633	38.9
3	5万人以上～10万人未満	231	14.2
4	10万人以上～20万人未満	143	8.8
5	20万人以上～30万人未満	46	2.8
6	30万人以上～50万人未満	50	3.1
7	50万人以上	35	2.2
	全体	1,627	100.0



回答数=1,627市区町村  
 ()は回答数

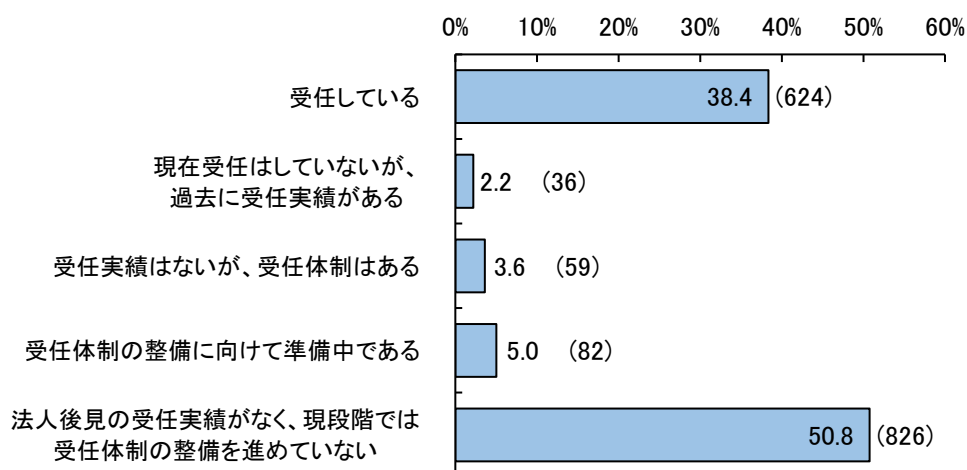
## 2. 法人後見の実施について

### (1) 後見人等(法人後見)の受任について

#### ① 法人後見受任状況

【図表2-3】 法人として後見人等を受任していますか(法人後見を行っていますか)

No.	カテゴリー名	n	%	令和3年度
1	受任している	624	38.4	572(32.2%)
2	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	36	2.2	25(1.4%)
3	受任実績はないが、受任体制はある	59	3.6	54(3.0%)
4	受任体制の整備に向けて準備中である	82	5.0	114(6.4%)
5	法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない	826	50.8	1,014(57.0%)
	全体	1,627	100.0	1,779



回答数=1,627市区町村

( )は回答数

②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の法人後見受任状況

【図表2-4】法人での後見人等の受任について(自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況)

		合計	受任している	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	受任実績はないが、受任体制はある	受任体制の整備に向けて準備中である	法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
全体		1,627 100.0	624 38.4	36 2.2	59 3.6	82 5.0	826 50.8
自治体の人口規模	1万人未満	489 100.0	84 17.2	10 2.0	24 4.9	23 4.7	348 71.2
	1万人以上～5万人未満	633 100.0	225 35.5	15 2.4	23 3.6	39 6.2	331 52.3
	5万人以上～10万人未満	231 100.0	114 49.4	4 1.7	9 3.9	11 4.8	93 40.3
	10万人以上～20万人未満	143 100.0	98 68.5	5 3.5	3 2.1	7 4.9	30 21.0
	20万人以上～30万人未満	46 100.0	37 80.4	0 0.0	0 0.0	1 2.2	8 17.4
	30万人以上～50万人未満	50 100.0	37 74.0	2 4.0	0 0.0	0 0.0	11 22.0
	50万人以上	35 100.0	29 82.9	0 0.0	0 0.0	1 2.9	5 14.3
	中核機関の受託	受託している	422 100.0	321 76.1	10 2.4	10 2.4	17 4.0
受託していない		1,205 100.0	303 25.1	26 2.2	49 4.1	65 5.4	762 63.2

③令和5年9月末の類型別受任件数

【図表2-5】類型別受任件数

	後見	保佐	補助
受任件数合計	4,455	2,074	564
受任している社協数	579	457	239

④今までの類型別受任件数(延べ件数)

【図表2-6】今までの類型別受任件数

	後見	保佐	補助
今までの累計受任数	9,861	2,933	883
回答社協数	659	651	650

⑤体制があっても受任に至っていない理由

- ・日自からの移行がまだスムーズにっていない
- ・法人後見を実施していることの周知が足りないため
- ・事業実施にかかる職員等の体制整備が十分にとれていないため
- ・対象者が、法人の他事業の利用者となり利益相反になってしまうケースとなるため
- ・社協が受任するような対象者がまだ出していない
- ・申立件数自体が少なく、その多くが法的課題を抱えており、専門職で受任される場合が多いため
- ・対象を首長申立てを中心としているが、自治体より相談依頼がないため

⑥法人後見の受任に向けた現在の準備状況

- ・令和6年度中に実施予定(12)
- ・令和7年度中に実施予定(7)
- ・要綱等整備中(14)
- ・行政と協議中(7)
- ・社協内で協議中(8)

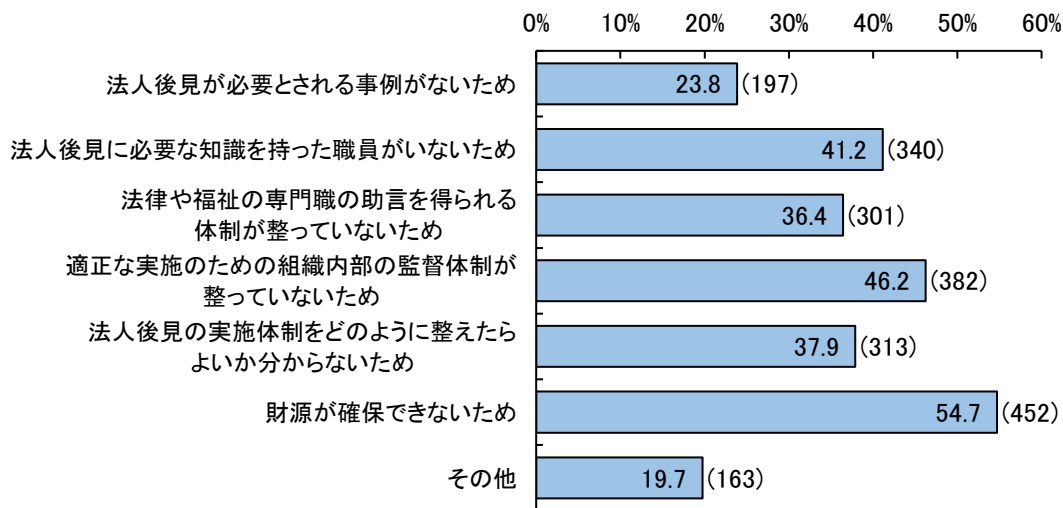
⑦法人後見を行っていない理由

◆集計対象:【図表2-3】で「5」と回答した社協

【図表2-7】 法人後見を行っていない理由として該当するものを教えてください

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	法人後見が必要とされる事例がないため	197	23.8
2	法人後見に必要な知識を持った職員がいないため	340	41.2
3	法律や福祉の専門職の助言を得られる体制が整っていないため	301	36.4
4	適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため	382	46.2
5	法人後見の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	313	37.9
6	財源が確保できないため	452	54.7
7	その他	163	19.7
	有効回答数	826	-



回答数=826市区町村

( )は回答数

(その他)

- ・ニーズ調査、実施体制の検討を行っていないため
- ・広域で設置されている中核機関が実施しており、圏内の対応をしているため
- ・緊急時に対応できる人員体制を整備することが難しい
- ・職能団体や他制度との連携により対応ができていているため

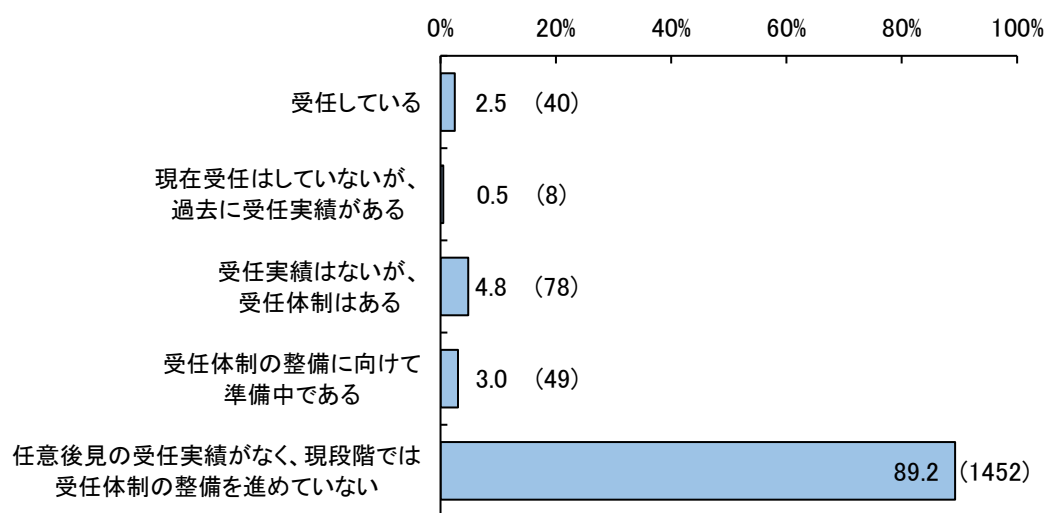


(2)任意後見の受任について

①任意後見受任状況

【図表2-8】 法人として任意後見を受任していますか

No.	カテゴリー名	n	%	令和3年度
1	受任している	40	2.5	36(2.0%)
2	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	8	0.5	7(0.4%)
3	受任実績はないが、受任体制はある	78	4.8	72(4.0%)
4	受任体制の整備に向けて準備中である	49	3.0	74(4.2%)
5	任意後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない	1,452	89.2	1,590(89.4%)
	全体	1,627	100.0	1,779



回答数=1,627市区町村  
()は回答数

②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の任意後見の受任状況

【図表2-9】法人での任意後見の受任について(自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況)

		合計	受任している	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	受任実績はないが、受任体制はある	受任体制の整備に向けて準備中である	任意後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
全体		1,627 100.0	40 2.5	8 0.5	78 4.8	49 3.0	1,452 89.2
自治体の人口規模	1万人未満	489 100.0	5 1.0	0 0.0	30 6.1	14 2.9	440 90.0
	1万人以上～5万人未満	633 100.0	10 1.6	3 0.5	31 4.9	23 3.6	566 89.4
	5万人以上～10万人未満	231 100.0	5 2.2	2 0.9	9 3.9	9 3.9	206 89.2
	10万人以上～20万人未満	143 100.0	7 4.9	2 1.4	5 3.5	1 0.7	128 89.5
	20万人以上～30万人未満	46 100.0	6 13.0	0 0.0	2 4.3	1 2.2	37 80.4
	30万人以上～50万人未満	50 100.0	4 8.0	1 2.0	0 0.0	1 2.0	44 88.0
	50万人以上	35 100.0	3 8.6	0 0.0	1 2.9	0 0.0	31 88.6
中核機関の受託	受託している	422 100.0	21 5.0	2 0.5	31 7.3	11 2.6	357 84.6
	受託していない	1,205 100.0	19 1.6	6 0.5	47 3.9	38 3.2	1,095 90.9

③令和5年9月末の任意後見の受任件数

【図表2-10】任意後見の受任件数

	令和5年度	令和3年度
受任件数	201	157
内、発効している件数	40	29
受任している社協数	40	36
1社協あたり受任件数(件)	5.0	4.4
1社協あたり発効件数(件)	1.0	0.8

④今までの任意後見の受任件数 (N=48)

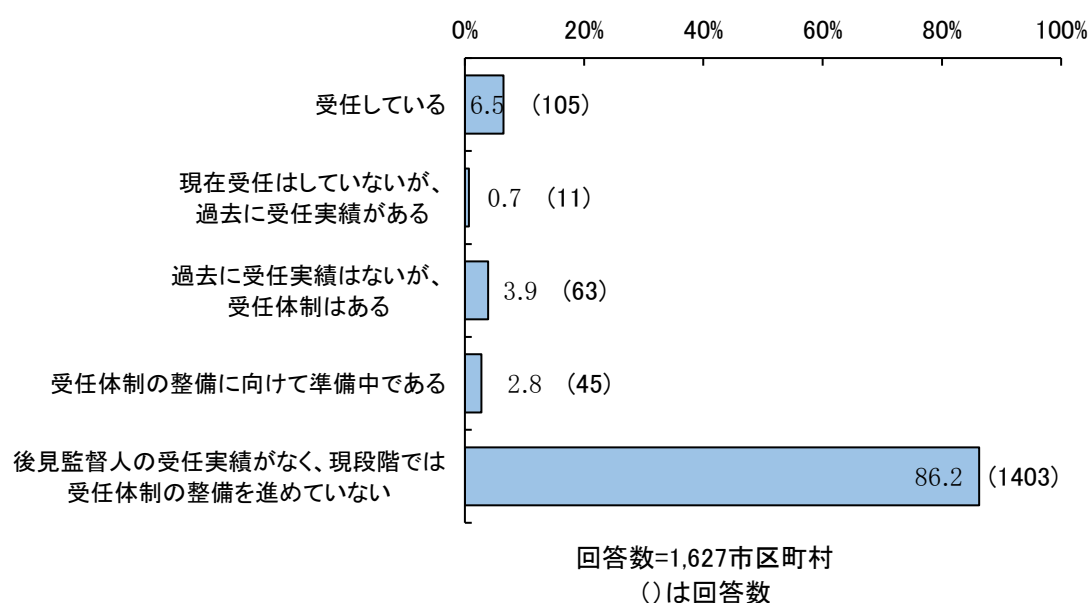
延べ件数：515件 (平均10.73件)  
 延べ発効件数：106件 (平均2.21件)

(3) 後見監督人の受任について

① 後見監督人受任状況

【図表2-11】 法人として後見監督人を受任していますか

No.	カテゴリー名	n	%	令和3年度
1	受任している	105	6.5	86(4.8%)
2	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	11	0.7	9(0.5%)
3	過去に受任実績はないが、受任体制はある	63	3.9	51(2.9%)
4	受任体制の整備に向けて準備中である	45	2.8	62(3.5%)
5	後見監督人の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない	1,403	86.2	1,575(88.3%)
	全体	1,627	100.0	1,779



② 令和5年9月末の類型別後見監督受任件数 (N=105)

- ① 後見 回答計：459 ( 平均4.37 )
- ② 保佐 回答計：108 ( 平均1.03 )
- ③ 補助 回答計：44 ( 平均0.42 )

③ 今までの類型別受任件数(延べ件数) (N=116)

- ① 後見 回答計：1462 ( 平均12.6 )
- ② 保佐 回答計：239 ( 平均2.06 )
- ③ 補助 回答計：78 ( 平均0.67 )

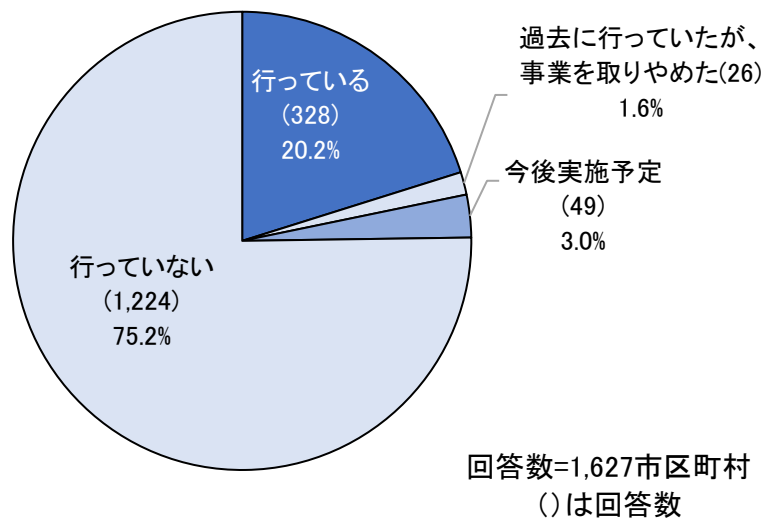
### 3. 市民後見人の養成等について

#### (1) 養成の実施や市民後見人について

##### ① 養成の実施状況

【図表2-12】 市民後見人の養成を行っていますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	行っている	328	20.2
2	過去に行っていたが、事業を取りやめた	26	1.6
3	今後実施予定	49	3.0
4	行っていない	1,224	75.2
	全体	1,627	100.0



②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況

【図表2-13】 市民後見人の養成について(自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況)

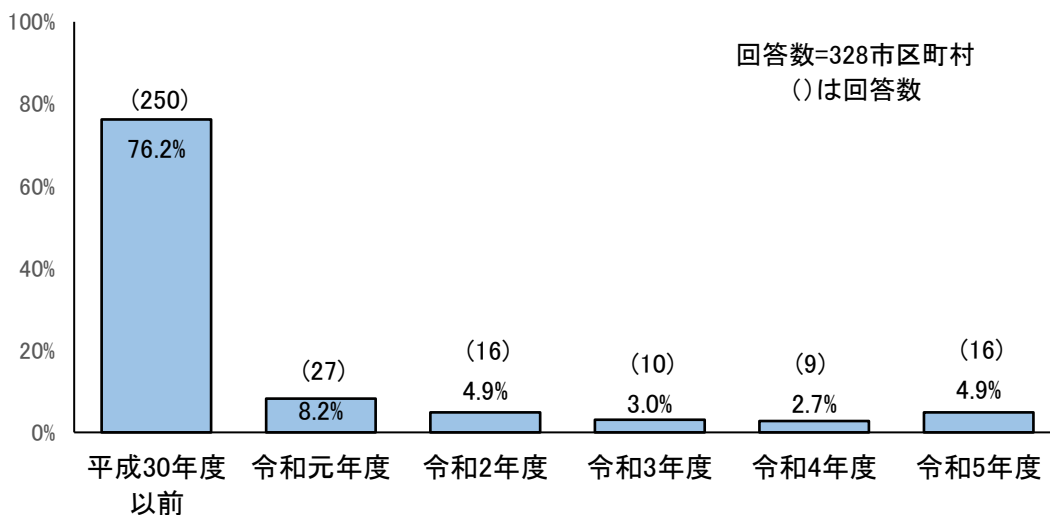
		合計	行っている	過去に行っていたが、事業を取りやめた	今後実施予定	行っていない
全体		1,627 100.0	328 20.2	26 1.6	49 3.0	1,224 75.2
自治体の人口規模	1万人未満	489 100.0	32 6.5	7 1.4	10 2.0	440 90.0
	1万人以上～5万人未満	633 100.0	87 13.7	7 1.1	12 1.9	527 83.3
	5万人以上～10万人未満	231 100.0	56 24.2	4 1.7	16 6.9	155 67.1
	10万人以上～20万人未満	143 100.0	66 46.2	3 2.1	6 4.2	68 47.6
	20万人以上～30万人未満	46 100.0	30 65.2	1 2.2	3 6.5	12 26.1
	30万人以上～50万人未満	50 100.0	29 58.0	2 4.0	2 4.0	17 34.0
	50万人以上	35 100.0	28 80.0	2 5.7	0 0.0	5 14.3
中核機関の受託	受託している	422 100.0	228 54.0	7 1.7	32 7.6	155 36.7
	受託していない	1,205 100.0	100 8.3	19 1.6	17 1.4	1,069 88.7

③養成開始年度

◆集計対象:【図表2-12】で「1」と回答した社協

【図表2-14】 養成開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	平成30年度以前	250	76.2
2	令和元年度	27	8.2
3	令和2年度	16	4.9
4	令和3年度	10	3.0
5	令和4年度	9	2.7
6	令和5年度	16	4.9
	全体	328	100.0



④のべ受講者数

回答計：22,382 (平均68.24) (N=328)

⑤養成後、後見人等を受任した市民後見人の人数

回答計：2,905 (平均8.86) (N=328)

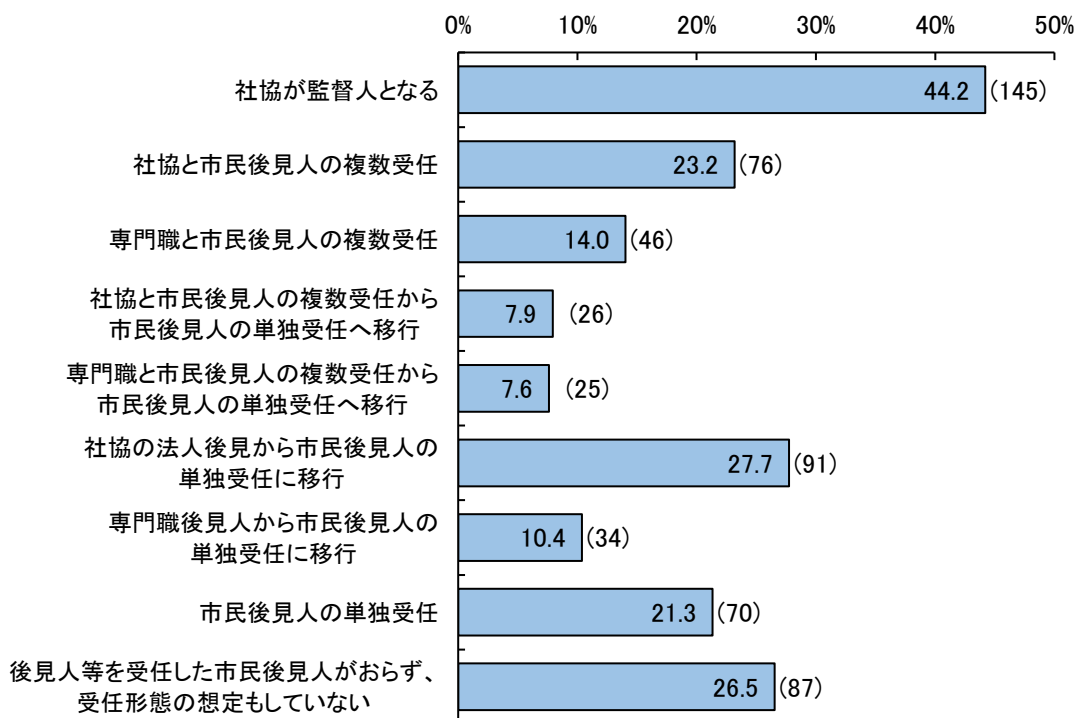
⑥市民後見人の受任形態

◆集計対象:【図表2-12】で「1」と回答した社協

【図表2-15】 市民後見人の受任形態(想定を含む)を教えてください

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	社協が監督人となる	145	44.2
2	社協と市民後見人の複数受任	76	23.2
3	専門職と市民後見人の複数受任	46	14.0
4	社協と市民後見人の複数受任から市民後見人の 単独受任へ移行	26	7.9
5	専門職と市民後見人の複数受任から市民後見人の 単独受任へ移行	25	7.6
6	社協の法人後見から市民後見人の単独受任に移行	91	27.7
7	専門職後見人から市民後見人の単独受任に移行	34	10.4
8	市民後見人の単独受任	70	21.3
9	後見人等を受任した市民後見人がおらず、受任形態の 想定もしていない	87	26.5
	有効回答数	328	-



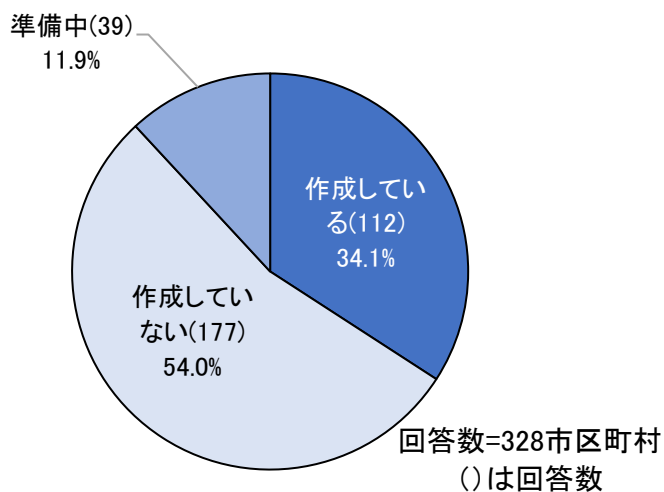
回答数=328市区町村  
( )は回答数

⑦市民後見人に向けた活動マニュアルについて

◆集計対象:【図表2-12】で「1」と回答した社協

【図表2-16】 市民後見人に向けた活動マニュアルを作成していますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	作成している	112	34.1
2	作成していない	177	54.0
3	準備中	39	11.9
	全体	328	100.0



⑧市民後見人養成の事業を取りやめた理由

- ・養成を行うために講座等を開催し、募集をしても人が集まらなかったことが続いたため
- ・活動する場を提供できなかったため
- ・行政からの委託が終了したため
- ・広域の圏域で実施されるようになったため

⑨市民後見人の養成について現在の準備状況

- ・令和5年度中に実施予定(1)
- ・令和6年度中に実施予定(13)
- ・令和7年度以降に実施予定(2)
- ・行政と協議中(5)
- ・県単位の実施予定(2)



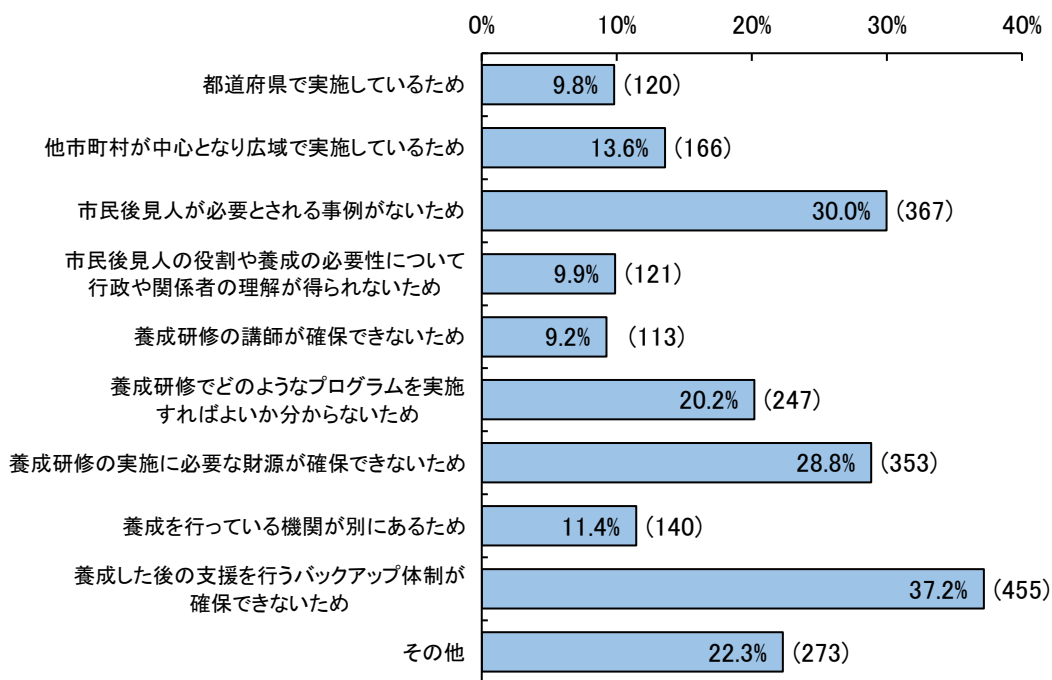
⑩市民後見人の養成に取り組んでいない理由

◆集計対象:【図表2-12】で「4」と回答した社協

【図表2-17】 市民後見人の養成に取り組んでいない理由として該当するものをご回答ください

〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県で実施しているため	120	9.8
2	他市町村が中心となり広域で実施しているため	166	13.6
3	市民後見人が必要とされる事例がないため	367	30.0
4	市民後見人の役割や養成の必要性について行政や関係者の理解が得られないため	121	9.9
5	養成研修の講師が確保できないため	113	9.2
6	養成研修でどのようなプログラムを実施すればよいか分からないため	247	20.2
7	養成研修の実施に必要な財源が確保できないため	353	28.8
8	養成を行っている機関が別にあるため	140	11.4
9	養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないため	455	37.2
10	その他	273	22.3
	有効回答数	1,224	-



回答数=1,224件

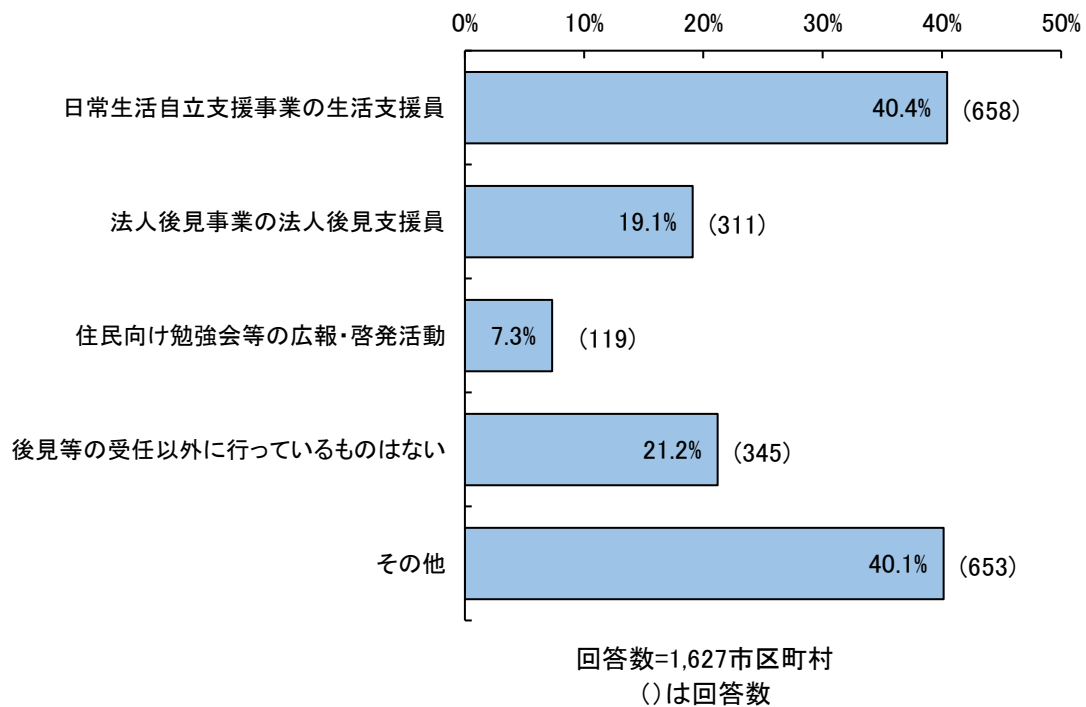
( )は回答数

⑪市民後見人の活躍の場について

【図表2-18】 後見等の受任以外の市民後見人の活躍の場として行っているもの <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	日常生活自立支援事業の生活支援員	658	40.4
2	法人後見事業の法人後見支援員	311	19.1
3	住民向け勉強会等の広報・啓発活動	119	7.3
4	後見等の受任以外に行っているものはない	345	21.2
5	その他	653	40.1
有効回答数		1,627	-

\*その他のうち570が、「市民後見人の養成を実施していない」の回答であった



(その他)

- ・意思決定フォロワー(市モデル事業)
- ・意思決定支援(エンディングノートの書き方等)やそれに付随する成年後見制度の簡単な説明
- ・権利擁護協力員として中核機関が実施する出前講座の手伝い等
- ・見守りや軽度生活支援等の社会貢献的有償ボランティア活動者として
- ・施設訪問員、ひきこもり支援員、安否確認(支援員)などで活躍
- ・他の法人後見実施団体の協力員
- ・市民後見人養成研修講師、市民後見人養成研修事前説明会での活動紹介

#### 4. 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置について

##### (1) 設置状況について

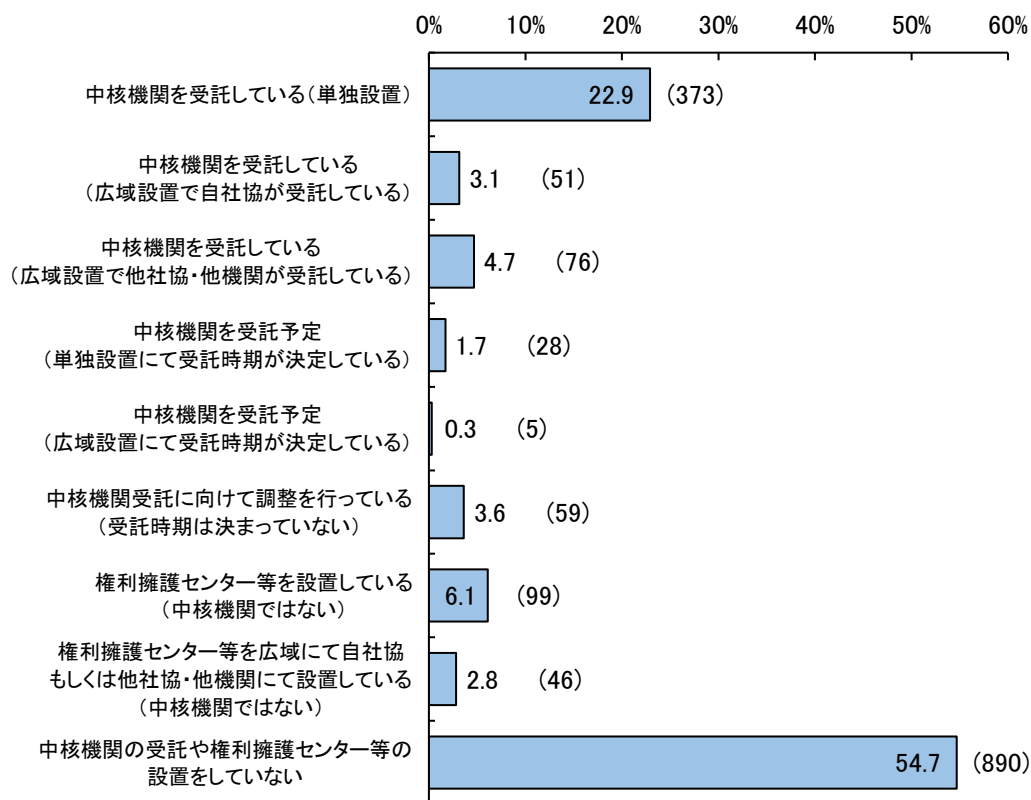
##### ①「中核機関」の受託、「権利擁護センター等」の設置状況

※本調査において「権利擁護センター等」とは、「中核機関」以外で下記の2点いずれにも該当するところを指す。

- A. センターの設置要綱、運営要綱、事業実施要領、法人後見の実施要綱のいずれかを制定している(センター運営の委託元の行政等が制定している場合も含む)
- B. センターで法人後見を実施している、または、法人後見の受任体制を構築済みである、または、市民後見人の養成・活動支援を実施している

【図表2-19】「中核機関」を受託もしくは「権利擁護センター等」を設置していますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関を受託している(単独設置)	373	22.9
2	中核機関を受託している(広域設置で自社協が受託している)	51	3.1
3	中核機関を受託している(広域設置で他社協・他機関が受託している)	76	4.7
4	中核機関を受託予定(単独設置にて受託時期が決定している)	28	1.7
5	中核機関を受託予定(広域設置にて受託時期が決定している)	5	0.3
6	中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)	59	3.6
7	権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	99	6.1
8	権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)	46	2.8
9	中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	890	54.7
	全体	1,627	100.0



回答数=1,627件

( )は回答数

②自治体の人口規模別の実施状況

【図表2-20】 中核機関等の受託について(自治体の人口規模別の実施状況)

		合計	中核機 関を受 託してい る(単 独設 置)	中核機 関を受 託してい る(広域 設置で 自社協 が受託し ている)	中核機 関を受 託してい る(広域 設置で 他社協 が受託し ている)	中核機 関を受託予 定(単 独設 置にて 受託時期 が決定し ている)	中核機 関を受託予 定(広域 設置にて 受託時期 が決定し ている)	中核機 関受託に向 けて調整 を行って いる(受託 時期は決 まってい ない)	権利擁 護セン ター等 を設置し ている(中 核機 関では ない)	権利擁護セ ンター等 を広域に て自社協 もしくは 他社協に て設置し ている(中 核機 関では ない)	中核機 関の受 託や権 利擁護 セン ター 等の設 置をし てい ない
全体		1,627 100.0	373 22.9	51 3.1	76 4.7	28 1.7	5 0.3	59 3.6	99 6.1	46 2.8	890 54.7
自治体の 人口規模	1万人未満	489 100.0	37 7.6	3 0.6	44 9.0	1 0.2	1 0.2	12 2.5	22 4.5	21 4.3	348 71.2
	1万人以上～ 5万人未満	633 100.0	111 17.5	25 3.9	26 4.1	14 2.2	3 0.5	23 3.6	37 5.8	16 2.5	378 59.7
	5万人以上～ 10万人未満	231 100.0	66 28.6	10 4.3	3 1.3	5 2.2	1 0.4	14 6.1	23 10.0	7 3.0	102 44.2
	10万人以上～ 20万人未満	143 100.0	68 47.6	6 4.2	3 2.1	5 3.5	0 0.0	6 4.2	10 7.0	1 0.7	44 30.8
	20万人以上～ 30万人未満	46 100.0	27 58.7	4 8.7	0 0.0	2 4.3	0 0.0	3 6.5	3 6.5	1 2.2	6 13.0
	30万人以上～ 50万人未満	50 100.0	33 66.0	3 6.0	0 0.0	0 2.0	0 0.0	1 2.0	3 6.0	0 0.0	9 18.0
	50万人以上	35 100.0	31 88.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.9	0 0.0	3 8.6

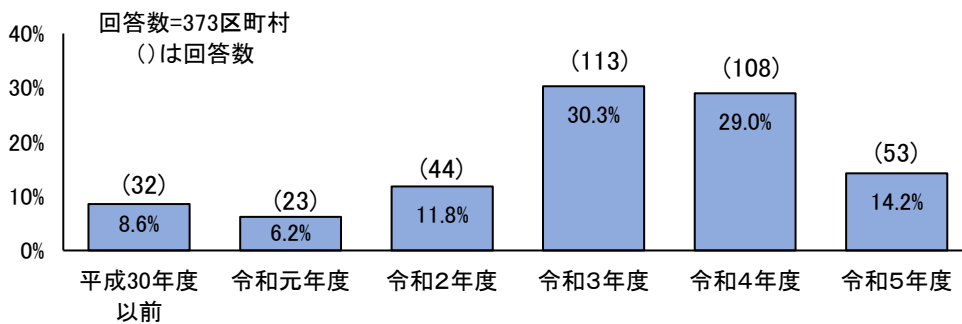
(2) 中核機関について(単独設置)

① 受託開始年度

◆ 集計対象:【図表2-19】で「1」と回答した社協

【図表2-21】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	平成30年度以前	32	8.6
2	令和元年度	23	6.2
3	令和2年度	44	11.8
4	令和3年度	113	30.3
5	令和4年度	108	29.0
6	令和5年度	53	14.2
	全体	373	100.0



② 正規職員の人数(実人員)について(最大値～最小値)

平均 2.70 ( 0 ～ 21 )

③ 非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員) (最小値～最大値)

平均 1.14 ( 0 ～ 14 )

④ 専任の人数(実人員) (最小値～最大値)

平均 1.01 ( 0 ～ 10 )

⑤ 職員体制のうち、他事業等との兼任の人数(実人員) (最小値～最大値)

平均 2.68 ( 0 ～ 25 )

⑥現在有している機能等について

◆集計対象:【図表2-19】で「1」と回答した社協

【図表2-22】 権利擁護支援に関する相談窓口(制度の広報・周知・案内)

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	363	97.3
2	一部有している	9	2.4
3	有していない	1	0.3
	全体	373	100.0

【図表2-23】 権利擁護の相談支援(相談受付・アセスメント・支援方針の検討・他の支援へのつなぎ)

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	352	94.4
2	一部有している	18	4.8
3	有していない	3	0.8
	全体	373	100.0

【図表2-24】 受任者調整(マッチング)等の支援

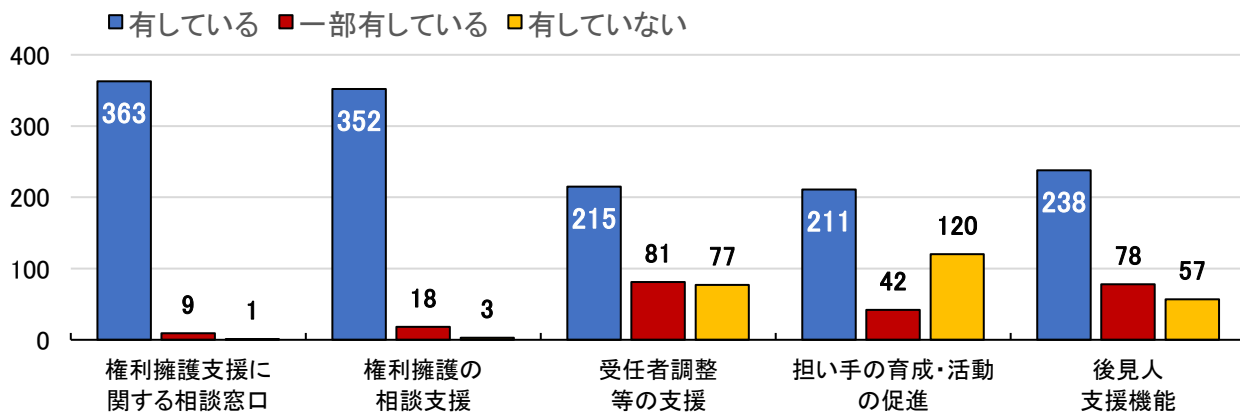
No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	215	57.6
2	一部有している	81	21.7
3	有していない	77	20.6
	全体	373	100.0

【図表2-25】 担い手の育成・活動の促進(市民後見人の養成等)

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	211	56.6
2	一部有している	42	11.3
3	有していない	120	32.2
	全体	373	100.0

【図表2-26】 後見人支援機能

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	238	63.8
2	一部有している	78	20.9
3	有していない	57	15.3
	全体	373	100.0

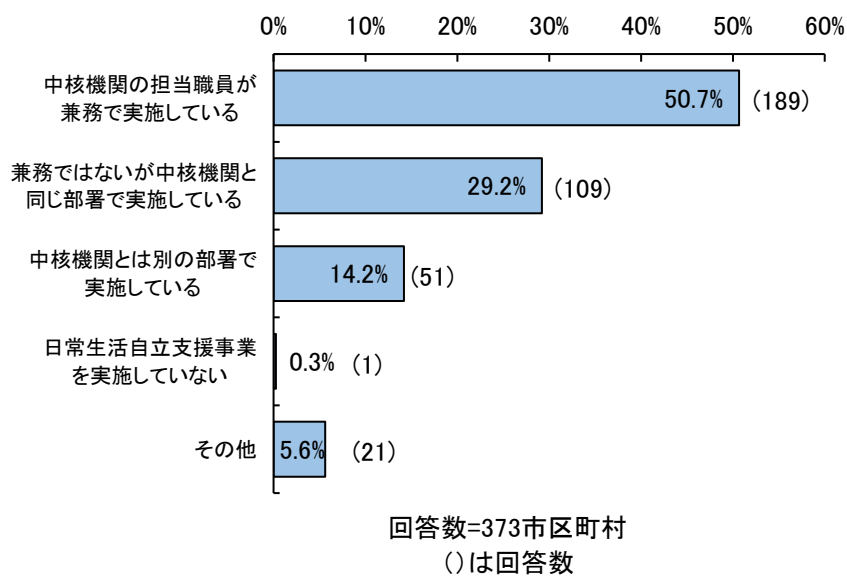


⑦日常生活自立支援事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-19】で「1」と回答した社協

【図表2-27】日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	189	50.7
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	109	29.2
3	中核機関とは別の部署で実施している	53	14.2
4	日常生活自立支援事業を実施していない	1	0.3
5	その他	21	5.6
	全体	373	100.0

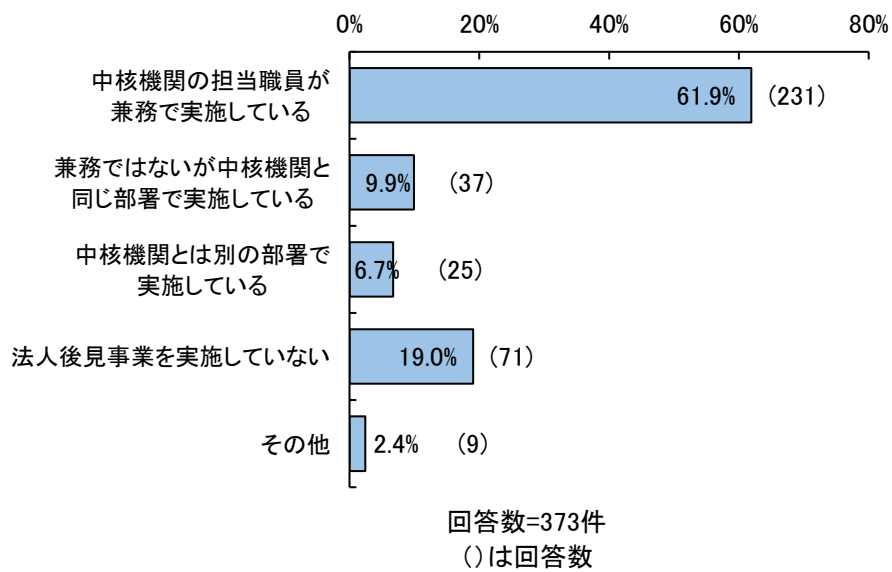


⑧法人後見事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-19】で「1」と回答した社協

【図表2-28】 法人後見事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	231	61.9
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	37	9.9
3	中核機関とは別の部署で実施している	25	6.7
4	法人後見事業を実施していない	71	19.0
5	その他	9	2.4
	全体	373	100.0



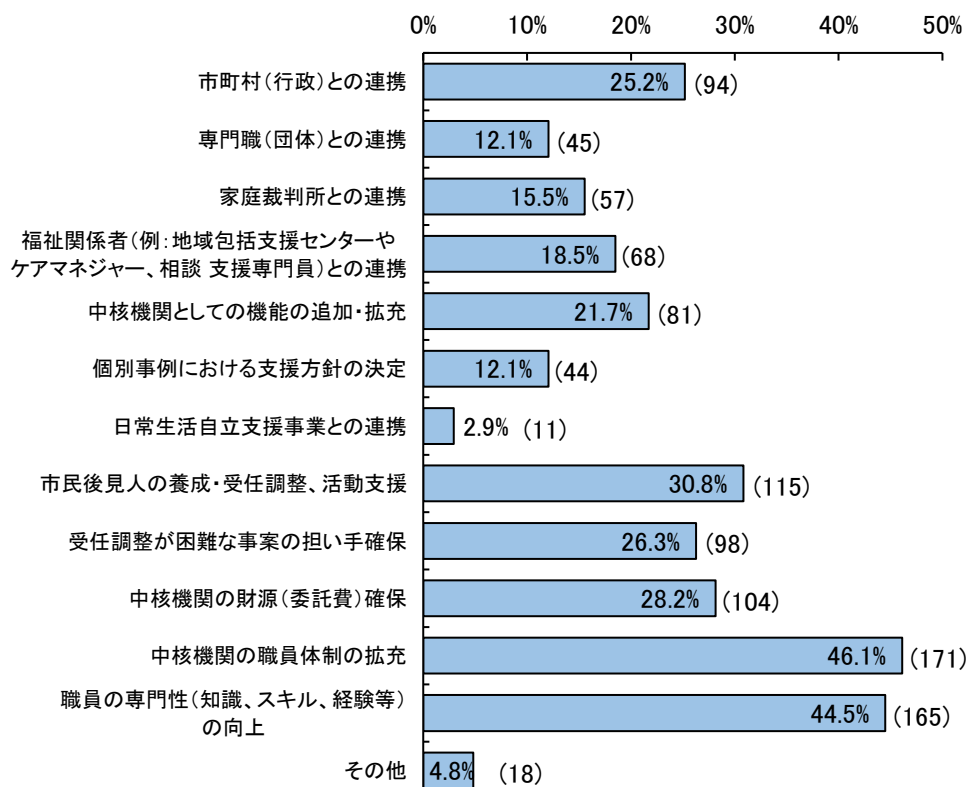


⑨中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて

◆集計対象:【図表2-19】で「1」と回答した社協

【図表2-29】 中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください <主なもの3つ>

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村(行政)との連携	94	25.2
2	専門職(団体)との連携	45	12.1
3	家庭裁判所との連携	58	15.5
4	福祉関係者(例:地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員)との連携	69	18.5
5	中核機関としての機能の追加・拡充	81	21.7
6	個別事例における支援方針の決定	45	12.1
7	日常生活自立支援事業との連携	11	2.9
8	市民後見人の養成・受任調整、活動支援	115	30.8
9	受任調整が困難な事案の担い手確保	98	26.3
10	中核機関の財源(委託費)確保	105	28.2
11	中核機関の職員体制の拡充	172	46.1
12	職員の専門性(知識、スキル、経験等)の向上	166	44.5
13	その他	18	4.8
	有効回答数	373	-



回答数=373市区町村  
( )は回答数

#### ⑩中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点について

- ・協議会の設置によって対応に迷う事例などの相談を専門職にすることができる
- ・チーム支援や、協議の場ができたことにより、担当者がひとりで抱え込むことがなくなった
- ・高齢者と障がい者の相談窓口が一本化されたことにより、統一した対応ができるようになった
- ・三士会(社会福祉士会、弁護士会、司法書士会)との顔の見える関係構築が進み、つながりが強くなった
- ・成年後見制度、権利擁護支援に関する相談先が明確になった
- ・福祉サービス利用援助事業、生活困窮者自立支援事業と中核機関で協力して支援できる体制ができた
- ・委託費で職員の確保ができた
- ・近隣の社協や行政との交流が活発になった
- ・事例を通じて、包括などと連携が取りやすくなった
- ・日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度へ移行することがスムーズになり、日自では対応できなかった問題が解決できるようになった
- ・担当職員のスキルアップにつながり、それにより他の職員のスキルアップにもつながった

#### ⑪中核機関を運営するうえでの課題について

- ・中核機関には、権利擁護支援の個別ケースについて専門的検討、判断を行う役割がある一方で、そこに携わる職員の学びの機会確保が難しい
- ・親族後見人へのアプローチ方法に悩んでいる
- ・職員の人事異動等、担当者が変わる中で、事業に係るノウハウや知識を継続、向上するための仕組みが求められる
- ・成年後見制度だけでなく、近いその他の制度の質問への回答
- ・市長申立の事案に対し、相談から申立までに時間が掛かっており、本人の不利益になる場合がある
- ・金融機関で成年後見制度を勧められたという内容の相談が多く、成年後見制度や認知症への理解が必要だと感じる人が多い
- ・相談内容の半数は支援者側からの身元保証を求める内容のため、制度につなげにくい
- ・中核機関の役割への支援者側の理解。法律的知識が必要な相談に対応できる体制づくり
- ・中核機関の機能が市町村により異なるため、理解そのものが難しく、他機関や関係者への周知を丁寧にする必要がある
- ・制度につながるまでの支援として、現存の制度や資源では解決し難い課題などが出てきている
- ・関係部署との連携不足及び社協職員の専門的な知識の不足

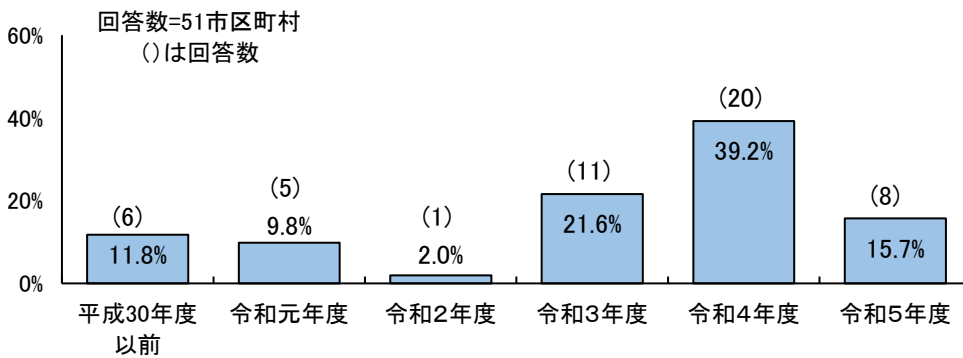
(3) 中核機関について(広域設置で自社協が受託)

① 受託開始年度

◆ 集計対象:【図表2-19】で「2」と回答した社協

【図表2-30】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	平成30年度以前	6	11.8
2	令和元年度	5	9.8
3	令和2年度	1	2.0
4	令和3年度	11	21.6
5	令和4年度	20	39.2
6	令和5年度	8	15.7
	全体	51	100.0



② 正規職員の人数(実人員)について(最小値～最大値)

平均 2.39 ( 0 ～ 8 )

③ 非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員) (最小値～最大値)

平均 1.65 ( 0 ～ 11 )

④ 職員体制のうち、専任の人数(実人員) (最小値～最大値)

平均 2.02 ( 0 ～ 12 )

⑤ 職員体制のうち、他事業等との兼任の人数(実人員) (最小値～最大値)

平均 1.71 ( 0 ～ 7 )

⑥現在有している機能等について

◆集計対象:【図表2-19】で「2」と回答した社協

【図表2-31】 権利擁護支援に関する相談窓口(制度の広報・周知・案内)

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	49	96.1
2	一部有している	1	2.0
3	有していない	1	2.0
	全体	51	100.0

【図表2-32】 権利擁護の相談支援(相談受付・アセスメント・支援方針の検討・他の支援へのつなぎ)

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	47	92.2
2	一部有している	4	7.8
3	有していない	0	0.0
	全体	51	100.0

【図表2-33】 受任者調整(マッチング)等の支援

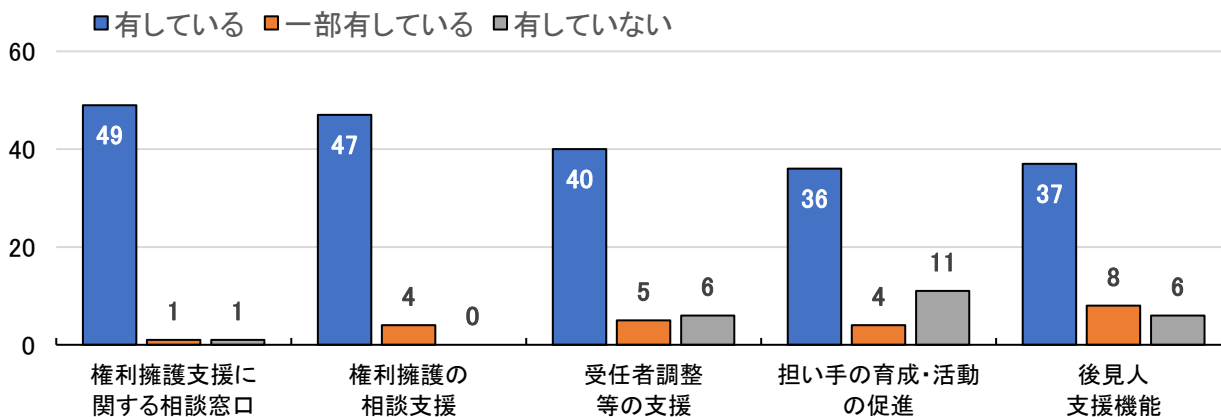
No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	40	78.4
2	一部有している	5	9.8
3	有していない	6	11.8
	全体	51	100.0

【図表2-34】 担い手の育成・活動の促進(市民後見人の養成等)

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	36	70.6
2	一部有している	4	7.8
3	有していない	11	21.6
	全体	51	100.0

【図表2-35】 後見人支援機能

No.	カテゴリー名	n	%
1	有している	37	72.5
2	一部有している	8	15.7
3	有していない	6	11.8
	全体	51	100.0



⑦日常生活自立支援事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-19】で「2」と回答した社協

【図表2-36】 日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	23	45.1
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	13	25.5
3	中核機関とは別の部署で実施している	14	27.5
4	日常生活自立支援事業を実施していない	0	0.0
5	その他	1	2.0
	全体	51	100.0

⑧法人後見事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-19】で「2」と回答した社協

【図表2-37】 法人後見事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	30	58.8
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	7	13.7
3	中核機関とは別の部署で実施している	2	3.9
4	法人後見事業を実施していない	12	23.5
5	その他	0	0.0
	全体	51	100.0

⑨中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて

◆集計対象:【図表2-19】で「2」と回答した社協

【図表2-38】 中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください

<主なもの3つ>

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村(行政)との連携	24	47.1
2	専門職(団体)との連携	4	7.8
3	家庭裁判所との連携	6	11.8
4	福祉関係者(例:地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員)との連携	5	9.8
5	中核機関としての機能の追加・拡充	6	11.8
6	個別事例における支援方針の決定	5	9.8
7	日常生活自立支援事業との連携	2	3.9
8	市民後見人の養成・受任調整、活動支援	18	35.3
9	受任調整が困難な事案の担い手確保	15	29.4
10	中核機関の財源(委託費)確保	16	31.4
11	中核機関の職員体制の拡充	22	43.1
12	職員の専門性(知識、スキル、経験等)の向上	19	37.3
13	その他	5	9.8
	有効回答数	51	-

## ⑩中核機関(広域)を受託したことによる効果や受託して良かった点について

- ・日常生活自立支援事業の新規相談段階から制度活用の必要性についてチームで検討することができること
- ・専門職や家庭裁判所との連携がとりやすくなった点
- ・親族後見人交流会を開催し、親族後見人の困りごとを把握したうえで助言やサポートができた
- ・後見受任後のことをフォローする機関が明確になったことで、利用者、受任者双方の安心感につながっている
- ・身よりの無い方への支援、意思決定支援など今後高まるニーズへの対応について協議ができる
- ・協議会の運営を受託したことで、委託料が増加され、人件費が確保できた
- ・後見制度の利用が必要だが、経済的理由等から制度に結びつかない方への支援が行政と包括支援センターが協働で中核機関を担うことによりつながりやすくなった
- ・中核機関によるチーム支援や後見人支援機能を活用することで後見人が決まった後の状況まで確認できるようになった
- ・広域で行っていることで他町村役場などとの連絡調整(首長申立が必要なケースなど)がスムーズに対応が困難だった事案について、中核機関ができたことで法律専門職に相談できるツールができ、相談があがるようになっている
- ・広域連携での中核機関設置のため、単独市での設置よりも相談が増えてノウハウの蓄積ができています
- ・成年後見制度に関する専門スキルが向上した
- ・運営委員会や受任調整会議で関係機関との連携が図られ課題解決能力が向上した
- ・行政の虐待対応、首長申立が以前よりも対応が改善している

## ⑪中核機関を運営するうえでの課題について

- ・広域設置であるため、市町村ごとに権利擁護に関する取り組みや体制に温度差がある
- ・運営するための予算の確保。専門的スキルを備えた職員の確保
- ・市民後見人の担い手が年々減少している
- ・身元保証や判断能力がある身寄りのない人の契約手続きなど他の課題も発生し、補う制度やサービスがない
- ・広報活動が十分できておらず、住民の認知度が低いこと
- ・行政から求められることは多いが、それに対応できる人員を確保するだけの委託費が見込めない
- ・高齢者に関する周知や案件は多いが、障がい者世帯の相談や案件を拾い上げれていない
- ・制度の利用だけで解決できない複合的な課題を抱える世帯が増加している
- ・担当職員が他の業務との兼務であるため、十分な取り組みができない

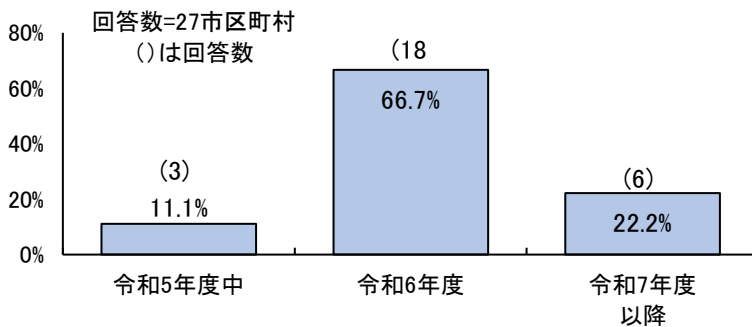
(4) 中核機関について(単独設置にて受託時期が決定している)

① 受託開始年度

◆ 集計対象:【図表2-19】で「4」と回答した社協

【図表2-39】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和5年度中	3	11.1
2	令和6年度	18	66.7
3	令和7年度以降	6	22.2
	全体	27	100.0

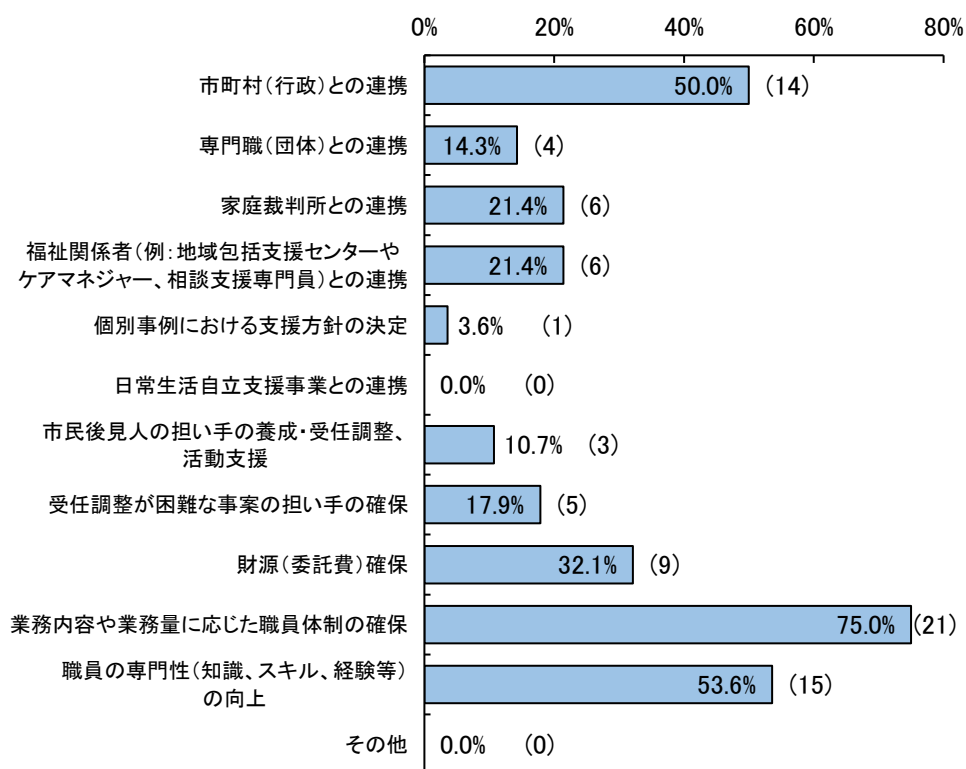


② 中核機関の受託に向けて課題に感じていることについて

◆ 集計対象:【図表2-19】で「4」と回答した社協

【図表2-40】 核機関の受託に向けて課題に感じていることについて教えてください <主なもの3つ>

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村(行政)との連携	14	50.0
2	専門職(団体)との連携	4	14.3
3	家庭裁判所との連携	6	21.4
4	福祉関係者(例:地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員)との連携	6	21.4
5	個別事例における支援方針の決定	1	3.6
6	日常生活自立支援事業との連携	0	0.0
7	市民後見人の担い手の養成・受任調整、活動支援	3	10.7
8	受任調整が困難な事案の担い手の確保	5	17.9
9	財源(委託費)確保	9	32.1
10	業務内容や業務量に応じた職員体制の確保	21	75.0
11	職員の専門性(知識、スキル、経験等)の向上	15	53.6
12	その他	0	0.0
	有効回答数	28	-



回答数=28件

( )は回答数

### ③中核機関を受託するにあたって課題に感じておられることや疑問について

- ・協議会や受任者調整会議の設置について
- ・中核機関の役割そのものが行政全体の共通事項として共有されておらず、担当部署以外の部署からの理解が得られにくい
- ・中核機関の受託が決まっているが、具体的な推進計画が策定されていないため実際の役割分担や運営内容について不明瞭なこと



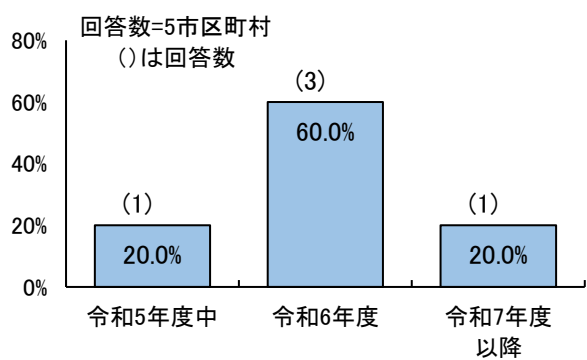
(5) 中核機関について(広域設置にて受託時期が決定している)

① 受託開始年度

◆ 集計対象:【図表2-19】で「5」と回答した社協

【図表2-41】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和5年度中	1	20.0
2	令和6年度	3	60.0
3	令和7年度以降	1	20.0
	全体	5	100.0



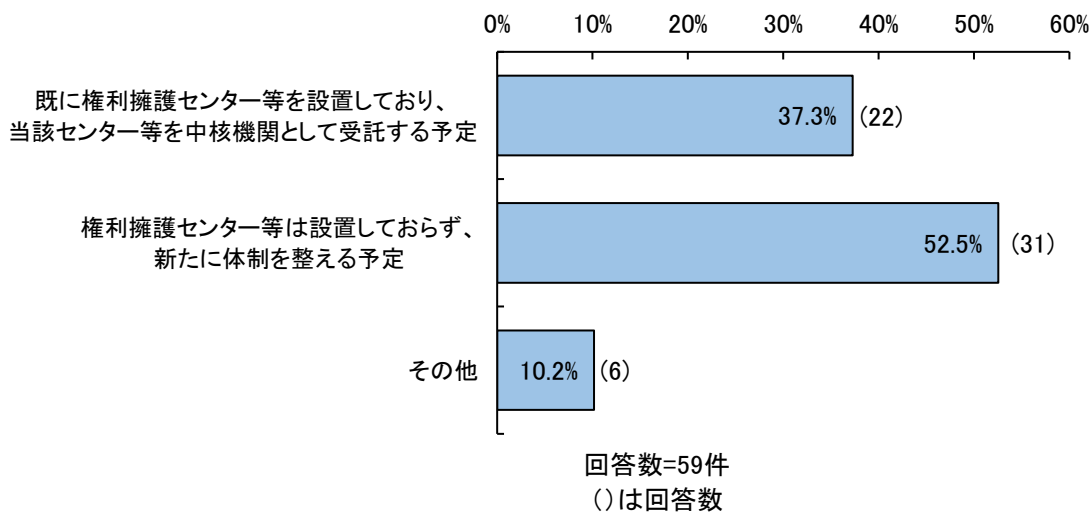
(6) 中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)について

① 設置形態(予定)について

◆ 集計対象:【図表2-19】で「6」と回答した社協

【図表2-42】 中核機関の設置形態(予定)について

No.	カテゴリー名	n	%
1	既に権利擁護センター等を設置しており、当該センター等を中核機関として受託する予定	22	37.3
2	権利擁護センター等は設置しておらず、新たに体制を整える予定	31	52.5
3	その他	6	10.2
	全体	59	100.0



② 中核機関の受託や立ち上げに向けて、課題となっていること

- ・中核機関立ち上げに向けて行政との連携がうまくいかず、話が前に進まない
- ・機関を運営するための財源が明確ではない上、十分な体制を整備するだけの予算確保が難しいこと
- ・権利擁護センター等を運営していない状況から中核機関設置に向けて話を進めているため、職員の知識等、一から準備を進めていく必要があり、不安を感じている
- ・市とセンターが相互に協力・連携しながら中核機関を運営していきたいと考えているが、役割分担が難しい
- ・社協を含む連携する関係機関の制度の理解不足
- ・専門職や福祉事業者との連携|受任調整が困難な事案の担い手の確保
- ・地域連携ネットワークの構築および協議会のメンバー選定
- ・中核機関の役割が明確になっていない(地域包括支援センターとのすみ分け)

(7) 権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)について

① 中核機関を受託していない理由

◆ 集計対象:【図表2-19】で「7」と回答した社協

【図表2-43】 中核機関を受託していない(中核機関として指定されていない)理由

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関が別に設置されているため(直営含む)	35	35.4
2	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため	41	41.4
3	中核機関を受託する体制が整っていないため	23	23.2
4	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	5	5.1
5	財源が確保できないため	10	10.1
6	その他	17	17.2
	有効回答数	99	-

(8) 権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置しているについて

① 中核機関を受託していない理由

◆ 集計対象:【図表2-19】で「8」と回答した社協

【図表2-44】 中核機関を受託していない理由

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関が別に設置されているため(直営含む)	29	63.0
2	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため	6	13.0
3	中核機関を受託する体制が整っていないため	12	26.1
4	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	5	10.9
5	財源が確保できないため	8	17.4
6	その他	6	13.0
	有効回答数	46	-

(9) 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていないについて

① 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない理由

◆ 集計対象:【図表2-19】で「9」と回答した社協

【図表2-45】 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない理由

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関が別に設置されているため(直営含む)	324	36.4
2	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため	350	39.3
3	中核機関を受託する体制が整っていないため	299	33.6
4	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	147	16.5
5	財源が確保できないため	206	23.1
6	その他	92	10.3
	有効回答数	890	-

5. 成年後見制度利用促進に関する連携等について

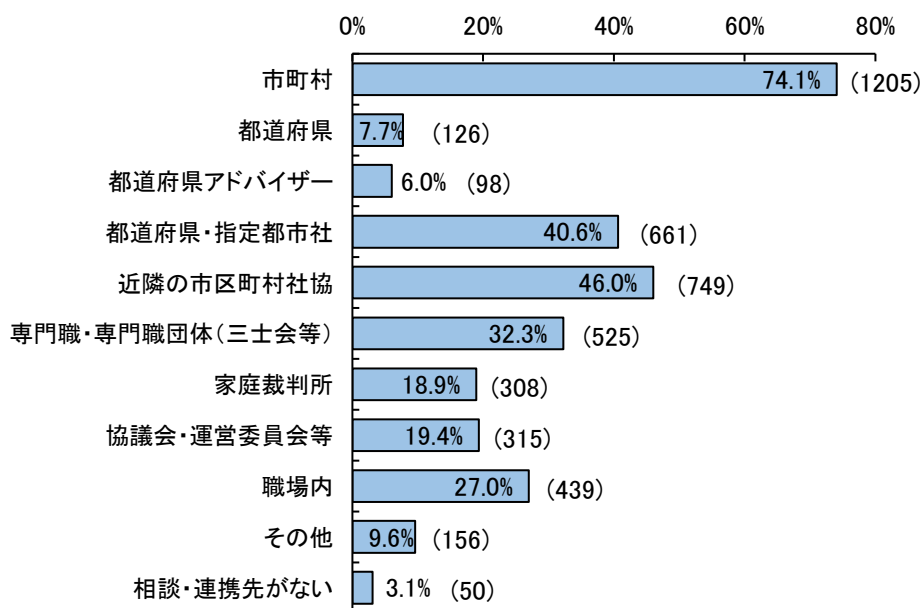
(1) 成年後見制度利用促進に関わる相談先について

① 体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時の相談先

【図表2-46】 体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか

〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村	1,205	74.1
2	都道府県	126	7.7
3	都道府県アドバイザー	98	6.0
4	都道府県・指定都市社	661	40.6
5	近隣の市区町村社協	749	46.0
6	専門職・専門職団体(三士会等)	525	32.3
7	家庭裁判所	308	18.9
8	協議会・運営委員会等	315	19.4
9	職場内	439	27.0
10	その他	156	9.6
11	相談・連携先がない	50	3.1
	有効回答数	1,627	-



回答数=1,627市区町村

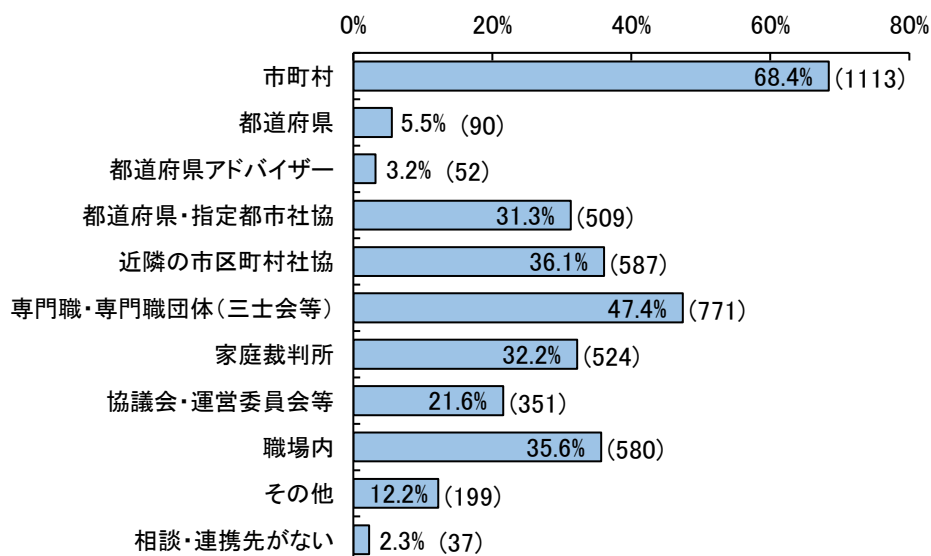
( )は回答数

②成年後見制度に関する個別事例の対応について困ったときや情報が欲しい時の相談先

【図表2-47】 成年後見制度に関する個別の事例について困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか

〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村	1,113	68.4
2	都道府県	90	5.5
3	都道府県アドバイザー	52	3.2
4	都道府県・指定都市社協	509	31.3
5	近隣の市区町村社協	587	36.1
6	専門職・専門職団体(三士会等)	771	47.4
7	家庭裁判所	524	32.2
8	協議会・運営委員会等	351	21.6
9	職場内	580	35.6
10	その他	199	12.2
11	相談・連携先がない	37	2.3
	有効回答数	1,627	-



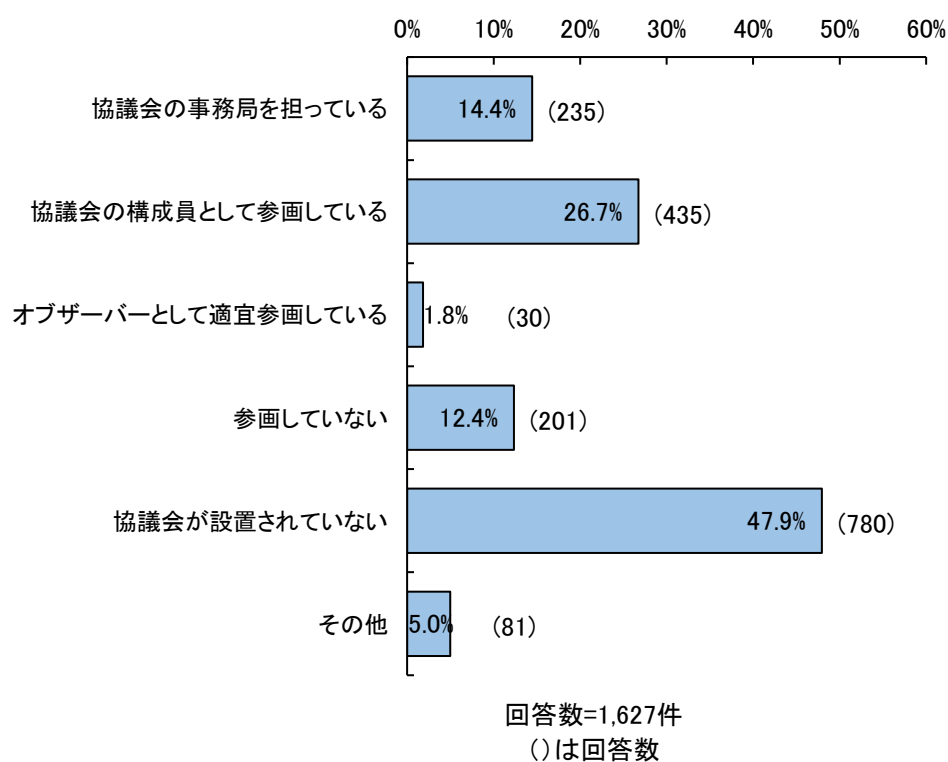
回答数=1,627件  
( )は回答数

(2) 成年後見制度利用促進に関する協議会について

① 成年後見制度利用促進に関する協議会への関わり

【図表2-48】 成年後見制度利用促進に関する協議会への関わりについて <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	協議会の事務局を担っている	235	14.4
2	協議会の構成員として参画している	435	26.7
3	オブザーバーとして適宜参画している	30	1.8
4	参画していない	201	12.4
5	協議会が設置されていない	780	47.9
6	その他	81	5.0
	有効回答数	1,627	-



6. 権利擁護支援に関する事業について

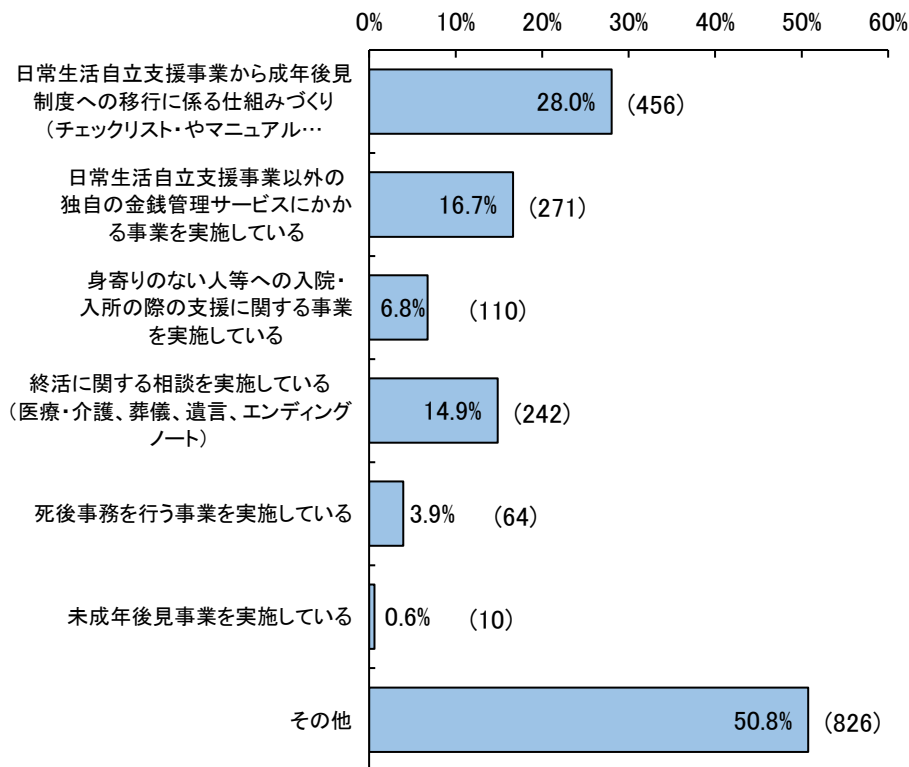
(1) 権利擁護支援に関する事業の実施について

① 権利擁護支援に関する取り組み

【図表2-49】 権利擁護支援に関する取り組みの実施について <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に係る仕組みづくり(チェックリスト・やマニュアル作成・検討する会議体の設置など)	456	28.0
2	日常生活自立支援事業以外の独自の金銭管理サービスにかかる事業を実施している	271	16.7
3	身寄りのない人等への入院・入所の際の支援に関する事業を実施している	110	6.8
4	終活に関する相談を実施している(医療・介護、葬儀、遺言、エンディングノート)	242	14.9
5	死後事務を行う事業を実施している	64	3.9
6	未成年後見事業を実施している	10	0.6
7	その他	826	50.8
	有効回答数	1,627	-

\*その他のうち573が、「上記取り組みを実施していない」の回答であった



回答数=1,627件  
( )は回答数





### Ⅲ. 資料

#### 1. 調査票

#### 令和5年度 成年後見制度にかかる取組状況調査【指定都市・市区町村社協】

貴社協における成年後見制度に係る取り組み状況等について、以下、設問1～9へご回答をお願いいたします。

※令和5年9月末の状況についてご回答ください。

社協名	記入式
都道府県・指定都市	選択式
自治体の人口規模	選択式
回答者名	記入式
電話番号	記入式
メールアドレス	記入式

【設問1】法人として後見人等を受任していますか（法人後見事業を行っていますか）	
<input type="checkbox"/>	受任している
	現在受任している法人後見の件数についてお伺いいたします。
	①後見（数字記入） ②保佐（数字記入） ③補助（数字記入）
	今までの受任件数（延べ件数）についてお伺いします
	①後見（数字記入） ②保佐（数字記入） ③補助（数字記入）
	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある
	今までの受任件数（延べ件数）についてお伺いします
①後見（数字記入） ②保佐（数字記入） ③補助（数字記入）	
<input type="checkbox"/>	受任実績はないが、受任体制はある
なぜ受任に至っていないか、考えられる理由を教えてください（自由記述）	
<input type="checkbox"/>	受任体制の整備に向けて準備中である
法人後見の受任に向けた現在の準備状況を教えてください（自由記述）	
<input type="checkbox"/>	法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
法人後見を行っていない理由として該当するものを教えてください（以下より選択。複数可）	
<input type="checkbox"/> 法人後見が必要とされる事例がないため <input type="checkbox"/> 法人後見に必要な知識を持った職員がないため <input type="checkbox"/> 法律や福祉の専門職の助言を得られる体制が整っていないため <input type="checkbox"/> 適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため <input type="checkbox"/> 法人後見の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため <input type="checkbox"/> 財源が確保できないため <input type="checkbox"/> その他（自由記述）	

【設問2】 法人として任意後見を受任していますか（任意後見事業を行っていますか）

受任している			
	現在受任している任意後見の件数についてお伺いします		
	<table border="1"> <tr> <td>契約している件数（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>うち発効している件数（数字記入）</td> </tr> </table>	契約している件数（数字記入）	うち発効している件数（数字記入）
契約している件数（数字記入）			
うち発効している件数（数字記入）			
	今までの任意後見の受任件数（延べ件数）についてお伺いします		
	<table border="1"> <tr> <td>延べ契約件数（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>延べ発効件数（数字記入）</td> </tr> </table>	延べ契約件数（数字記入）	延べ発効件数（数字記入）
延べ契約件数（数字記入）			
延べ発効件数（数字記入）			
現在受任はしていないが、過去に受任実績がある			
	今までの任意後見の受任件数（延べ件数）についてお伺いします		
	<table border="1"> <tr> <td>延べ契約件数（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>延べ発効件数（数字記入）</td> </tr> </table>	延べ契約件数（数字記入）	延べ発効件数（数字記入）
延べ契約件数（数字記入）			
延べ発効件数（数字記入）			
受任実績はないが、受任体制はある			
受任体制の整備に向けて準備中である			
任意後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない			

【設問3】 法人として後見監督人を受任していますか

受任している				
	現在受任している後見監督人の件数についてお伺いします。			
	<table border="1"> <tr> <td>①後見（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>②保佐（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>③補助（数字記入）</td> </tr> </table>	①後見（数字記入）	②保佐（数字記入）	③補助（数字記入）
①後見（数字記入）				
②保佐（数字記入）				
③補助（数字記入）				
	今までの後見監督人の受任件数（延べ件数）についてお伺いします			
	<table border="1"> <tr> <td>①後見（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>②保佐（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>③補助（数字記入）</td> </tr> </table>	①後見（数字記入）	②保佐（数字記入）	③補助（数字記入）
①後見（数字記入）				
②保佐（数字記入）				
③補助（数字記入）				
現在は受任していないが、過去に受任実績がある				
	今までの後見監督人の受任件数（延べ件数）についてお伺いします			
	<table border="1"> <tr> <td>①後見（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>②保佐（数字記入）</td> </tr> <tr> <td>③補助（数字記入）</td> </tr> </table>	①後見（数字記入）	②保佐（数字記入）	③補助（数字記入）
①後見（数字記入）				
②保佐（数字記入）				
③補助（数字記入）				
過去に受任実績はないが、受任体制はある				
受任体制の整備に向けて準備中である				
後見監督人の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない				

【設問4】 市民後見人の養成を行っていますか（中断している場合は「行っている」にチェック）	
行っている	①養成開始年度を教えてください（選択式）
	②のべ受講者数を教えてください（数字記入）
	③養成後、後見人等を受任した市民後見人の人数（数字記入）
	④市民後見人の受任形態を教えてください。 （該当するものすべて 複数回答可）
	社協が監督人となる 社協と市民後見人の複数受任 専門職と市民後見人の複数受任 社協と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行 専門職と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行 社協の法人後見から市民後見人の単独受任に移行 専門職後見人から市民後見人の単独受任に移行 市民後見人の単独受任 後見人等を受任した市民後見人がおらず、受任形態の想定もしていない
⑤市民後見人に向けた活動マニュアルを作成していますか（以下より選択）	
	作成している 作成していない 準備中
過去に行っていたが、事業を取りやめた	
	市民後見人養成の事業を取りやめた理由を教えてください。（自由記述）
今後実施予定	
	市民後見人の養成について現在の準備状況を教えてください。（自由記述）
行っていない	
	市民後見人の養成に取り組んでいない理由として該当するものをご回答ください。（複数可）
	都道府県で実施しているため 他市町村が中心となり広域で実施しているため 市民後見人が必要とされる事例がないため 市民後見人の役割や養成の必要性について行政や関係者の理解が得られないため 養成研修の講師が確保できないため 養成研修でどのようなプログラムを実施すればよいか分からないため 養成研修の実施に必要な財源が確保できないため 養成を行っている機関が別にあるため 養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないため その他（自由記述）

【設問5】 市民後見人の活躍の場について	
	後見等の受任以外の市民後見人の活躍の場として行っているものを教えてください。（以下より選択、複数回答可）
	日常生活自立支援事業の生活支援員 法人後見事業の法人後見支援員 住民向け勉強会等の広報・啓発活動 後見等の受任以外に行っているものはない その他（自由記述）

【設問6】「中核機関」を受託していますか

中核機関を受託している（単独設置）	
中核機関について教えてください。	
①受託開始年度（選択式）	平成30年度以前・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度
②機関名称（記入式）	
③令和5年度の委託費や補助金の総額（予定・円）を教えてください	
④職員体制のうち、正規職員の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑤職員体制のうち、非正規職員（嘱託、臨時、パート等）の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑥職員体制のうち、専任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑦職員体制のうち、他事業等との兼任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑧現在有している機能等について教えてください（選択式） （それぞれ 有している、一部有している、有していない の選択肢から選択）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護支援に関する相談窓口（制度の広報・周知・案内）</li> <li>・ 権利擁護の相談支援（相談受付・アセスメント・支援方針の検討・他の支援へのつなぎ）</li> <li>・ 受任者調整（マッチング）等の支援</li> <li>・ 担い手の育成・活動の促進（市民後見人の養成等）</li> <li>・ 後見人支援機能（後見人等からの相談対応、定期報告等の手続き支援、後見人等を含む権利擁護支援チームへの支援等）</li> </ul>
⑨日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください（以下より選択）	<p>中核機関の担当職員が兼務で実施している</p> <p>兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している</p> <p>中核機関とは別の部署で実施している</p> <p>日常生活自立支援事業を実施していない</p> <p>その他（自由記述）</p>
⑩法人後見事業の実施体制について教えてください（以下より選択）	<p>中核機関の担当職員が兼務で実施している</p> <p>兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している</p> <p>中核機関とは別の部署で実施している</p> <p>法人後見事業を実施していない</p> <p>その他（自由記述）</p>
⑪中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください （主なもの3つをご回答ください）	<p><input type="checkbox"/> 市町村（行政）との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 専門職（団体）との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭裁判所との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉関係者（例：地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員）との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 中核機関としての機能の追加・拡充</p> <p><input type="checkbox"/> 個別事例における支援方針の決定</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 市民後見人の養成・受任調整、活動支援</p> <p><input type="checkbox"/> 受任調整が困難な事案の担い手確保</p> <p><input type="checkbox"/> 中核機関の財源（委託費）確保</p> <p><input type="checkbox"/> 中核機関の職員体制の拡充</p> <p><input type="checkbox"/> 職員の専門性（知識、スキル、経験等）の向上</p> <p><input type="checkbox"/> その他（自由記述）</p>
⑫中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点についてお書きください（自由記述）	
⑬中核機関を運営するうえでの課題についてお書きください（自由記述）	

中核機関を受託している（広域設置で自社協が受託している）	
中核機関について教えてください。	
①受託開始年度（選択式）	平成30年度以前・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度
②機関名称（記入式）	
③令和5年度の委託費や補助金の総額（予定・円）を教えてください	
④職員体制のうち、正規職員の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑤職員体制のうち、非正規職員（嘱託、臨時、パート等）の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑥職員体制のうち、専任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑦職員体制のうち、他事業等との兼任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）	
⑧現在有している機能等について教えてください（選択式） （それぞれ 有している、一部有している、有していない の選択肢から選択）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護支援に関する相談窓口（制度の広報・周知・案内）</li> <li>・ 権利擁護の相談支援（相談受付・アセスメント・支援方針の検討・他の支援へのつなぎ）</li> <li>・ 受任者調整（マッチング）等の支援</li> <li>・ 担い手の育成・活動の促進（市民後見人の養成等）</li> <li>・ 後見人支援機能（後見人等からの相談対応、定期報告等の手続き支援、後見人等を含む権利擁護支援チームへの支援等）</li> </ul>
⑨日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください（以下より選択）	<p>中核機関の担当職員が兼務で実施している</p> <p>兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している</p> <p>中核機関とは別の部署で実施している</p> <p>日常生活自立支援事業を実施していない</p> <p>その他（自由記述）</p>
⑩法人後見事業の実施体制について教えてください（以下より選択）	<p>中核機関の担当職員が兼務で実施している</p> <p>兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している</p> <p>中核機関とは別の部署で実施している</p> <p>法人後見事業を実施していない</p> <p>その他（自由記述）</p>
⑪中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください （主なもの3つをご回答ください）	<p><input type="checkbox"/> 市町村（行政）との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 専門職（団体）との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭裁判所との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉関係者（例：地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員）との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 中核機関としての機能の追加・拡充</p> <p><input type="checkbox"/> 個別事例における支援方針の決定</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 市民後見人の養成・受任調整、活動支援</p> <p><input type="checkbox"/> 受任調整が困難な事案の担い手確保</p> <p><input type="checkbox"/> 中核機関の財源（委託費）確保</p> <p><input type="checkbox"/> 中核機関の職員体制の拡充</p> <p><input type="checkbox"/> 職員の専門性（知識、スキル、経験等）の向上</p> <p><input type="checkbox"/> その他（自由記述）</p>
⑫中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点についてお書きください（自由記述）	
⑬中核機関を運営するうえでの課題についてお書きください（自由記述）	

中核機関を受託している（広域設置で他社・他機関協が受託している）	
	中核機関について教えてください。（広域設置）
	①機関名称（記入式）
中核機関を受託予定（単独設置にて受託時期が決定している）	
	中核機関の受託予定について教えてください
	①受託開始年度（選択式） 令和5年度中・令和6年度・令和7年度以降
	②中核機関の受託に向けて課題に感じていることについて教えてください （主なもの3つをご回答ください）
	<input type="checkbox"/> 市町村（行政）との連携
	<input type="checkbox"/> 専門職（団体）との連携
	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所との連携
	<input type="checkbox"/> 福祉関係者（例：地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員）との連携
	<input type="checkbox"/> 個別事例における支援方針の決定
	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業との連携
	<input type="checkbox"/> 市民後見人の担い手の養成・受任調整、活動支援
	<input type="checkbox"/> 受任調整が困難な事案の担い手の確保
	<input type="checkbox"/> 財源（委託費）確保
	<input type="checkbox"/> 業務内容や業務量に応じた職員体制の確保
	<input type="checkbox"/> 職員の専門性（知識、スキル、経験等）の向上
	<input type="checkbox"/> その他（自由記述）
	④中核機関を受託するにあたって課題に感じられることや疑問について、ご自由にお書きください （自由記述）
中核機関を受託予定（広域設置にて受託時期が決定している）	
	広域設置での受託予定について教えてください
	①受託開始予定年度を教えてください。（選択式） 令和3年度中・令和4年度・令和5年度以降
中核機関受託に向けて調整を行っている（受託時期は決まっていない）	
	現在の準備状況等を教えてください
	①中核機関の設置形態（予定）を教えてください（以下より選択）
	<input type="checkbox"/> 既に権利擁護センター等を設置しており、当該センター等を中核機関として受託する予定
	<input type="checkbox"/> 権利擁護センター等は設置しておらず、新たに体制を整える予定
	<input type="checkbox"/> その他
	②中核機関の受託や立ち上げに向けて、課題となっていることがあれば教えてください（自由記述）
権利擁護センター等を設置している（中核機関ではない）	
	中核機関を受託していない（中核機関として指定されていない）理由として該当するものを教えてください （以下より選択。複数可）
	中核機関が別に設置されているため（直営含む）
	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため
	中核機関を受託する体制が整っていないため
	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため
	財源が確保できないため
	その他（自由記述）

権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している（中核機関ではない）	
中核機関を受託していない理由として該当するものを教えてください (以下より選択。複数可)	
<input type="checkbox"/> 中核機関が別に設置されているため（直営含む） <input type="checkbox"/> 自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため <input type="checkbox"/> 中核機関を受託する体制が整っていないため <input type="checkbox"/> 中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため <input type="checkbox"/> 財源が確保できないため <input type="checkbox"/> その他（自由記述）	
中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	
中核機関を受託や権利擁護センター等の設置をしていない理由として該当するものを教えてください (以下より選択。複数可)	
<input type="checkbox"/> 中核機関が別に設置されているため（直営含む） <input type="checkbox"/> 自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため <input type="checkbox"/> 中核機関を受託する体制が整っていないため <input type="checkbox"/> 中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため <input type="checkbox"/> 財源が確保できないため <input type="checkbox"/> その他（自由記述）	

【設問7】 成年後見制度利用促進に関わる相談先について教えてください

①体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか？該当するものをすべて選択してください（複数回答可）	
<input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 都道府県アドバイザー（体制整備担当・権利擁護支援担当） <input type="checkbox"/> 都道府県・指定都市社協 <input type="checkbox"/> 近隣の市区町村社協 <input type="checkbox"/> 専門職・専門職団体（三士会等） <input type="checkbox"/> 家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 協議会・運営委員会等 <input type="checkbox"/> 職場内 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 相談・連携先がない	
②成年後見制度について個別事例の対応について困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか？該当するものをすべて選択してください（複数回答可）	
<input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 都道府県アドバイザー（体制整備担当・権利擁護支援担当） <input type="checkbox"/> 都道府県・指定都市社協 <input type="checkbox"/> 近隣の市区町村社協 <input type="checkbox"/> 専門職・専門職団体（三士会等） <input type="checkbox"/> 家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 協議会・運営委員会等 <input type="checkbox"/> 職場内 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 相談・連携先がない	

【設問8】 成年後見制度利用促進に関する協議会について

成年後見制度利用促進に関する協議会への関わりについて教えてください。（以下より選択、複数回答可）

- 協議会の事務局を担っている
- 協議会の構成員として参画している
- オブザーバーとして適宜参画している
- 参画していない
- 協議会が設置されていない
- その他（自由記述）

【設問9】 権利擁護支援に関する事業の実施について

権利擁護支援に関する以下の取り組みの実施について教えてください。（以下より選択、複数回答可）

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に係る仕組みづくり（チェックリストやマニュアル作成・検討する会議体の設置など）
- 日常生活自立支援事業以外の独自の金銭管理サービスにかかる事業を実施している
- 身寄りのない人等への入院・入所の際の支援に関する事業を実施している
- 終活に関する相談を実施している（医療・介護、葬儀、遺言・相続、エンディングノート等）
- 死後事務を行う事業を実施している
- 未成年後見事業を実施している
- その他（自由記述）



---

令和5年度 成年後見制度にかかる取組状況調査 報告書

令和6年5月28日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858 (地域福祉部)

---